

# 高原町 教育振興基本計画 後期基本計画

たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性



令和5年3月  
高原町教育委員会





## はじめに

少子高齢化や核家族化、生活習慣や価値観の多様化を背景に、地域や家庭における教育力の低下が懸念されています。さらに、社会の情報化やグローバル化に加え、大規模な災害の発生や感染症の拡大など、時代が急速かつ大きく変化する中、教育分野においては、新しい時代に対応できる力の育成と持続可能な社会づくりが求められています。

高原町教育委員会では、高原町教育基本方針に基づき、高原町教育努力重点事項を定め、平成30年3月には今後10年間の方針を示す「高原町教育振興基本計画」を策定いたしました。本町では、「高原町教育振興基本計画」に基づき、教育の充実を図るため各種教育施策を推進してまいりました。このたび、「高原町教育振興基本計画」の策定から5年が経過したことから、「高原町教育振興基本計画（後期基本計画）」に改定いたしました。これまでの5年間における社会情勢の変化や教育の動向、前期の取組を踏まえながら、様々なニーズや新しい課題に対応できるように、また、本町の教育の更なる振興を目指して計画を推進してまいります。

本計画では、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」という基本理念の下、「生涯を通じて学び、活躍できる社会づくり」、「新しい時代の教育に向けた環境の整備・充実」、「子どもたちを地域や学校で見守り育てる教育の推進」、「社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進」、「将来を担う人材を育む教育の推進」の5つの基本目標を設定し、その実現に向けた各種施策を示しています。

高原町教育委員会としましては、今後、本計画に基づき、地域、学校、家庭との連携・協力を図りながら、各種施策の推進に努めてまいりますので、教育関係機関の皆様、町民の皆様のより一層のご参画とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたっては、本町の教育に関わる様々な分野の方々からご意見をいただくため、「高原町教育振興基本計画策定委員会」を設置し、検討と協議を重ねてまいりました。また、町民の皆様や関係団体の方々のご意見を計画に反映させるため、「アンケート調査」、「関係団体ヒアリング調査」及び「保護者アンケート調査」を実施いたしました。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました高原町教育振興基本計画策定委員の皆様をはじめ、町民アンケートや関係団体ヒアリング等でご意見をお寄せいただきました町民の皆様、本計画の策定にご協力をいただきました関係者の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

高原町教育長 西田次良

## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画策定の背景 .....	3
(1) 社会情勢の変化 .....	3
(2) 国の動向 .....	4
(3) 宮崎県の動向 .....	6
3 計画の位置づけ .....	7
4 計画の構成 .....	8
5 計画の期間 .....	8
6 計画の策定体制 .....	8
<b>第2章 高原町の教育を取り巻く現状について</b> .....	<b>9</b>
1 人口動態と学校教育に関する状況 .....	11
(1) 人口・世帯 .....	11
(2) 児童・生徒数 .....	12
2 アンケート調査結果の概要及び考察 .....	13
(1) アンケート調査の概要 .....	13
(2) アンケート調査結果の概要 .....	14
(3) アンケート調査結果の考察 .....	18
3 関係団体ヒアリング調査結果の概要及び考察 .....	20
(1) 関係団体ヒアリング調査の概要 .....	20
(2) 関係団体ヒアリング調査結果の概要 .....	20
(3) 関係団体ヒアリング調査結果の全体を通してのまとめ .....	26
4 保護者アンケート調査結果の概要及び考察 .....	27
(1) 保護者アンケート調査の概要 .....	27
(2) 保護者アンケート調査結果の概要 .....	28
(3) 保護者アンケート調査結果の考察 .....	31



### 第3章 計画の基本的な方針 ..... 33

1 基本方針 .....	35
(1) 宮崎県教育基本方針 .....	35
(2) 高原町教育基本方針 .....	35
(3) 高原町人権教育基本方針 .....	35
2 基本理念 .....	36
3 基本的な考え方 .....	36
4 全体イメージ .....	37
5 施策体系 .....	38
6 基本目標.....	39

### 第4章 基本理念を実現するための施策項目 ..... 45

基本目標1 生涯を通じて学び、活躍できる社会づくり.....	47
基本施策1 主体的な生涯学習活動の促進 .....	47
基本施策2 読書活動の推進 .....	49
基本施策3 文化の振興 .....	51
基本施策4 スポーツの振興 .....	52
基本目標2 新しい時代の教育に向けた環境の整備・充実.....	55
基本施策1 地域に開かれた学校運営の実施 .....	55
基本施策2 高原町一貫教育の確立 .....	56
基本施策3 確かな学力を育む教育の推進 .....	59
基本施策4 健やかな体を育む教育の推進 .....	62
基本施策5 環境教育の推進 .....	63
基本施策6 教育環境の充実 .....	64
基本目標3 子どもたちを地域や学校で見守り育てる教育の推進 .....	67
基本施策1 いじめ・不登校の防止 .....	67
基本施策2 家庭・地域の教育力の向上 .....	68

基本施策3	防犯教育及び防災教育の推進	70
<b>基本目標4</b>	<b>社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進</b>	
基本施策1	幼保小連携の推進	73
基本施策2	情報化社会に対応する教育の推進	73
基本施策3	特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進	76
基本施策4	道徳教育の充実	78
基本施策5	人権教育の推進	79
<b>基本目標5</b>	<b>将来を担う人材を育む教育の推進</b>	<b>81</b>
基本施策1	ふるさと教育の推進	81
基本施策2	グローバル化に対応する教育の推進	83
基本施策3	キャリア教育の推進	84
基本施策4	主権者教育・消費者教育の推進	86
<b>第5章</b>	<b>計画の実行にあたって</b>	<b>87</b>
1	計画の推進体制	89
2	計画の進捗状況の点検・評価	89
<b>資料編</b>		<b>91</b>
1	高原町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	93
2	高原町教育振興基本計画策定委員会の設置	94
3	策定までの経緯	95
4	用語の説明	96

# 第1章

## 計画の策定にあたって

---

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の構成
- 5 計画の期間
- 6 計画の策定体制





## 1 | 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子高齢化が進行しており、更なる社会経済状況の変化や、情報化、グローバル化\*等により、人々の暮らしは様々な面で多様化してきています。このような状況の中、一人ひとりが変化の激しい時代を生き抜き、豊かな人生を送る上で「教育」が担う役割は大きくなっていることから、社会全体での教育振興が必要となります。

本町では、平成30年3月に「高原町教育振興基本計画」を策定し、学校教育や社会教育等の一層の充実と向上に取り組んできました。このたび、「高原町教育振興基本計画」の前期基本計画が令和4年度末に終了することから、これまでの取組の成果や課題等を整理するとともに、教育を取り巻く社会情勢の変化や、国・県の動向を踏まえながら「高原町教育振興基本計画（後期基本計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 | 計画策定の背景

### （1）社会情勢の変化

#### ◆ 人生100年時代の到来

医療体制・医学の進歩、生活水準の向上などを背景に、人生100年時代の到来が予測されています。こうした中で、生涯に複数の仕事を持つことや、仕事を引退したのちにボランティアに取り組み、地域や社会の課題解決のために活動することが一般的になると想定されます。そのため、誰もが学び直し、活躍できるチャンスを得られる環境を整備していくことが重要です。

#### ◆ グローバル化の進行

グローバル化が加速し、世界の国々の相互依存と影響の度合いが急速に高まる中、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大することが見込まれます。また、ジェンダーや温暖化対策における日本の国際的な順位は低く（※）、世界基準での課題への対応についても理解を深め、国民一人ひとりが取り組んでいく必要があります。

※世界経済フォーラム（WEF）が国別に男女格差を数値化した「ジェンダーギャップ指数2021」によると日本は156か国中120位であり、また、ドイツの環境NGOジャーマン・ウオッチが各国の温暖化対策を採点した結果、日本は64位中の45位となっています。

#### ◆ 地域コミュニティ機能の低下

子ども同士や子どもと地域住民との交流の機会は、自治会、町内会等の地縁団体が主な担い手でしたが、高齢化の急速な進展による地縁団体の担い手不足から、これまでのような機能を果たすことが困難な状況にあります。子どもたちを含む全ての地域住民が、地域活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会を拡充していく必要があります。

#### ◆ 情報化の進展

IoT\*（Internet of Things）やAI\*（Artificial Intelligence）等をはじめとする技術革新が一層進展し、超スマート社会（Society 5.0）\*の到来が予測される中、こうした技術を活用して誰一人取り残されない社会を実現するとともに、情報技術を活用し、地域や社会、組織等の改善や高付加価値のモノ・サービスを生み出すことのできる人材の育成が求められています。

◆ **新型コロナウイルス感染症の流行**

新型コロナウイルス感染症については、社会全体が長期的な対応を求められています。こうした状況の中、保育所（園）や認定こども園\*、学校においては感染症及びその拡大のリスクの低減に努めるとともに、感染症者に対する差別や偏見の防止など、人権\*にも十分配慮した上で、運営を継続していく必要があります。

また、学校教育においては、感染拡大の状況にかかわらず、子どもが学ぶことを継続できる体制を整備していくことが必要です。

◆ **SDGs\*（持続可能な開発目標）への取組の促進**

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 年9月の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられている目標であり、2030 年を達成年限として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。SDGs はユニバーサル（普遍的）なものであり、日本においても積極的な取組が求められています。

**(2) 国の動向**

① **「第3期教育振興基本計画」の策定**

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正されたことから、国は教育の振興に関する施策について、第1期、第2期と「教育振興基本計画」を策定し、様々な教育施策を推進してきました。

そして、10 年目にあたる平成 30 年6月に、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

「第3期教育振興基本計画」では、第2期計画で掲げた「自立」「協働」「創造」を継承しつつ、2030 年以降の社会を展望した教育政策の重点事項と、今後の教育政策に関する基本的な方針として、以下の内容を示しています。

2030 年以降の社会を展望した教育政策の重点事項	
第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す	
《個人と社会の目指すべき姿》	
（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成	
（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展	
《教育政策の重点事項》	
○「超スマート社会 (Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生 100 年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要	
○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む	
今後の教育政策に関する基本的な方針	
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	
5 教育政策推進のための基盤を整備する	

資料：第3期教育振興基本計画（概要）

## ② 学習指導要領・教育要領の改訂

平成29年に文部科学省が定める教育課程の基準である学習指導要領と幼稚園教育要領が改訂され、幼稚園は平成30年度から、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となりました。改訂された学習指導要領では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されています。

また、子どもたちの育む資質・能力については、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととされました。

さらに、学校全体として、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められています。

## ③ GIGAスクール構想\*の推進

国の「第3期教育振興基本計画」でも指摘されている超スマート社会(Society 5.0)時代に対応できる教育の実現を目指し、令和元年に「GIGAスクール構想」が示されました。この構想は、小・中学生に1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、個別最適化され、創造性を育む教育ICT\*環境の実現を図るとともに、これまでの教育実践とICT機器の活用により、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的としています。

また、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現するために、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備などが推進されました。

## ④ 「令和の日本型学校教育」の構築

令和3年1月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の答申を取りまとめました。

この答申では、日本型学校教育がこれまで果たしてきた役割を継承しつつ、学校における働き方改革やGIGAスクール構想を強力に推進するとともに、新学習指導要領を着実に実施し、学校教育を社会に開かれたものとしていくことで、「令和の日本型学校教育」の実現を目指すことが示されています。

また、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の改革の方向性として、以下の内容が示されています。

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

### (3) 宮崎県の動向

これまで宮崎県では、教育基本法に基づき「宮崎県教育基本方針」の具現化を目指して、平成23年に「第二次宮崎県教育振興基本計画」を策定し、平成27年にはこれを改定して、県の教育の振興を図るための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、確かな学力の育成や開かれた学校づくり、スポーツの振興などの分野では課題もみられ、また、近年の急激な社会変化に対応できるように、更なる取組の充実が求められています。

こうした状況の中、国では「第3期教育振興基本計画」を策定し、宮崎県では総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行ったことから、前計画となる「第二次宮崎県教育振興基本計画」の終期を繰り上げ、令和元年6月、新たに「宮崎県教育振興基本計画(令和元年)」を策定しました。

宮崎県教育振興基本計画(令和元年)	
スローガン	未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり
計画推進の基本姿勢	
「横の連携」の推進	～地域・家庭・学校など、多様な主体の連携・協働～
「縦の接続」の推進	～子どもから大人までの学びのつながり・接続～
基本目標	
1	県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進
2	社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進
3	教育を支える体制や環境の整備・充実
4	文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進
施策	
1	生涯学習の推進
2	地域と学校の連携・協働の推進
3	読書県づくりの推進
4	幼児期の教育の充実
5	確かな学力を育む教育の推進
6	人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進
7	特別支援教育の推進
8	郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進
9	キャリア教育・職業教育の推進
10	社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進
11	教職員の資質向上と学校業務の改善
12	安全・安心な教育環境の整備・充実
13	魅力ある多様な教育の振興・支援
14	文化の振興
15	スポーツの推進
重点取組	
重点1	いのちを大切にする教育の推進
重点2	地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実
重点3	学校における働き方改革の推進

資料：宮崎県教育振興基本計画(令和元年)

### 3 | 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられています。

#### 「教育基本法」より抜粋

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

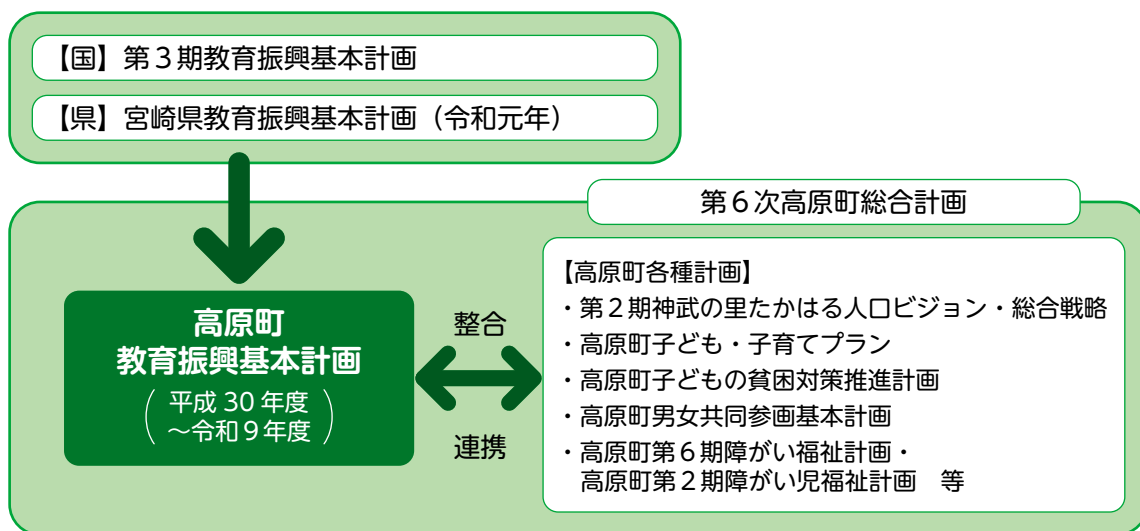
また、本計画は高原町総合教育会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定める大綱に位置づけられています。

#### 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より抜粋

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

上位計画である「宮崎県教育振興基本計画（令和元年）」及び「第6次高原町総合計画」を基本指針とし、「高原町子ども・子育てプラン」や「高原町男女共同参画基本計画」等の関連計画との整合・連携を図りながら、教育関連施策を総合的に推進していきます。

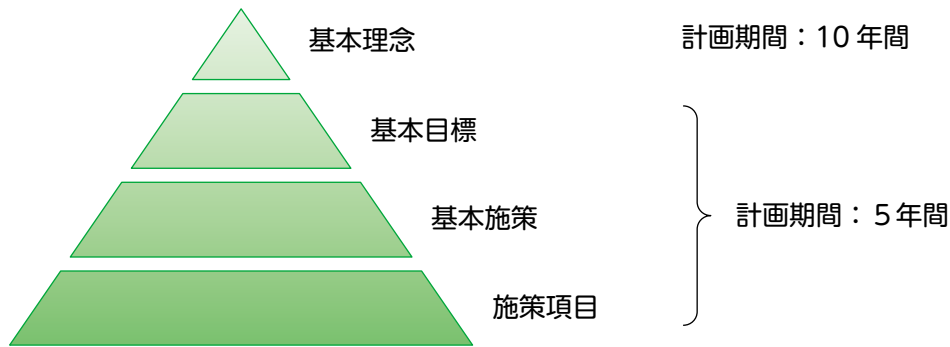


## 4 | 計画の構成

本計画では、10年間の計画期間全体を通じて実現を目指す「基本理念」を掲げています。

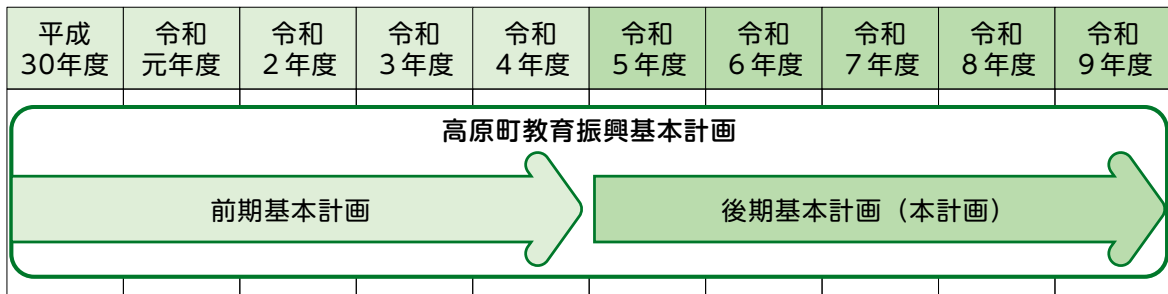
また、基本理念を実現するために重視すべきこと及び基本的な施策を、それぞれ「基本目標」、「基本施策」として設定します。

そして、基本施策の体系に基づき取り組むべき具体的な施策を「施策項目」としてあげています。「基本目標」「基本施策」「施策項目」は、おおむね5年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、外部環境の変化に伴う新しい課題に対して、より柔軟に対応できる計画とします。



## 5 | 計画の期間

本計画は、平成30年3月に策定した「高原町教育振興基本計画」の後期基本計画であり、計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間となります。



## 6 | 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「高原町教育振興基本計画策定委員会」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、幅広い意見を募集するためにアンケート調査や関係団体ヒアリング調査を行ったほか、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

## 第2章

# 高原町の教育を取り巻く現状について

---

- 1 人口動態と学校教育に関する状況
- 2 アンケート調査結果の概要及び考察
- 3 関係団体ヒアリング調査結果の概要及び考察
- 4 保護者アンケート調査結果の概要及び考察



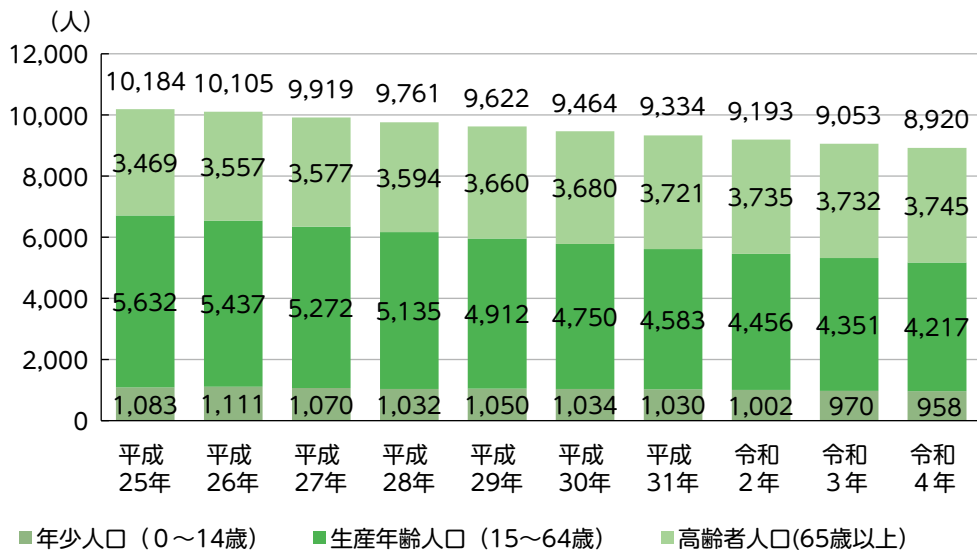


## 1 | 人口動態と学校教育に関する状況

## (1) 人口・世帯

本町の人口は減少が続いており、平成25年の10,184人から令和4年には8,920人となっています。人口の推移を年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向となっていますが、高齢者人口は増加傾向にあります。

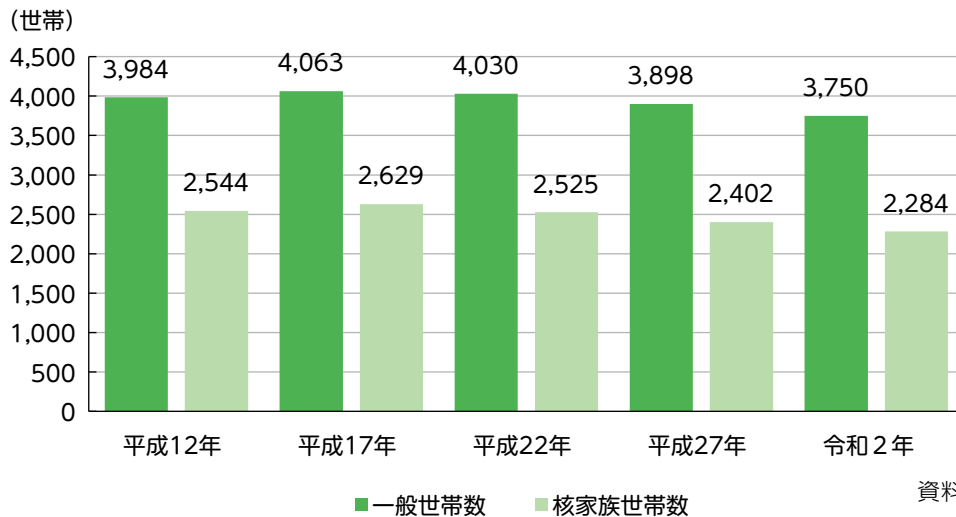
年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

一般世帯数及び核家族世帯数の推移をみると、平成17年以降、一般世帯数、核家族世帯数ともに減少が続いています。

一般世帯数及び核家族世帯数の推移



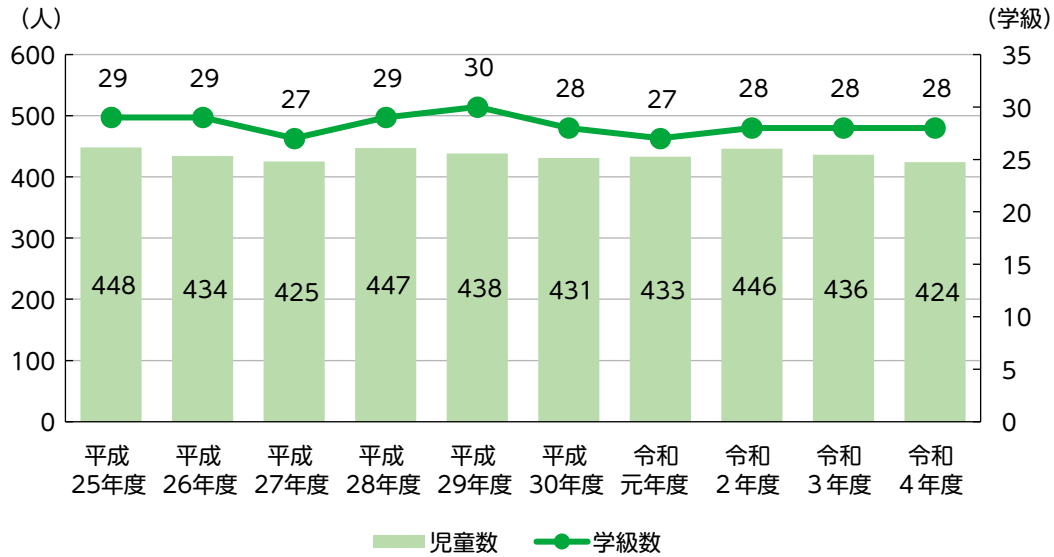
資料：国勢調査

## (2) 児童・生徒数

本町の小学校の児童数は440人前後で増減を繰り返しながら推移していますが、令和2年度以降は減少が続いており、令和4年度は424人となっています。

また、小学校の学級数は、令和2年度以降は28学級となっています。

小学校の児童数及び学級数の推移

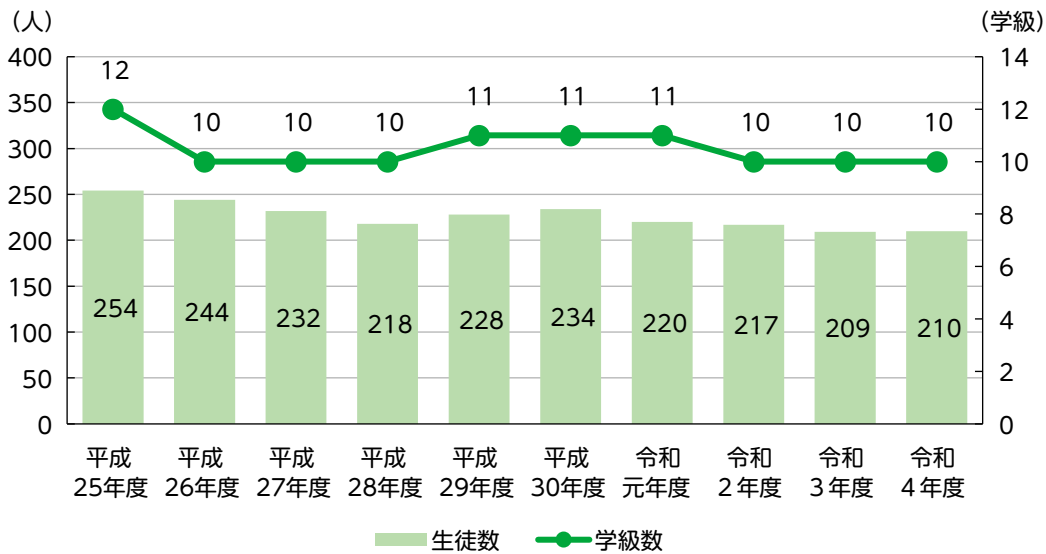


資料：学校基本調査

中学校の生徒数は減少傾向にあり、令和4年度は210人となっています。

また、中学校の学級数は、令和2年度以降は10学級となっています。

中学校の生徒数及び学級数の推移



資料：学校基本調査



## 2 | アンケート調査結果の概要及び考察

### (1) アンケート調査の概要

#### ■ 調査の目的

本調査は、本計画の策定にあたり、町民の皆様が高原町の教育について、どのように感じているか、また、今後どのような取組を希望されているかなどのご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

#### ■ 調査の対象と実施方法

本調査は、令和4年4月1日時点の本町住民基本台帳に基づき、町内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に抽出した1,000人を対象として、調査票の郵送配布・回収により実施しました。

#### ■ 配布・回収状況

調査票の配布・回収の状況については、次のとおりです。

	配布数	有効回収数	有効回収率
町内にお住まいの18歳以上の方	1,000票	309票	30.9%

#### ■ 調査結果の見方と留意点

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 図表中の「n」は、「Number of case」の略で、その設問に回答すべき対象者数を示しています。一部の人に回答を求めている設問などがあるため、nの値は設問によって異なります。
- 百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。

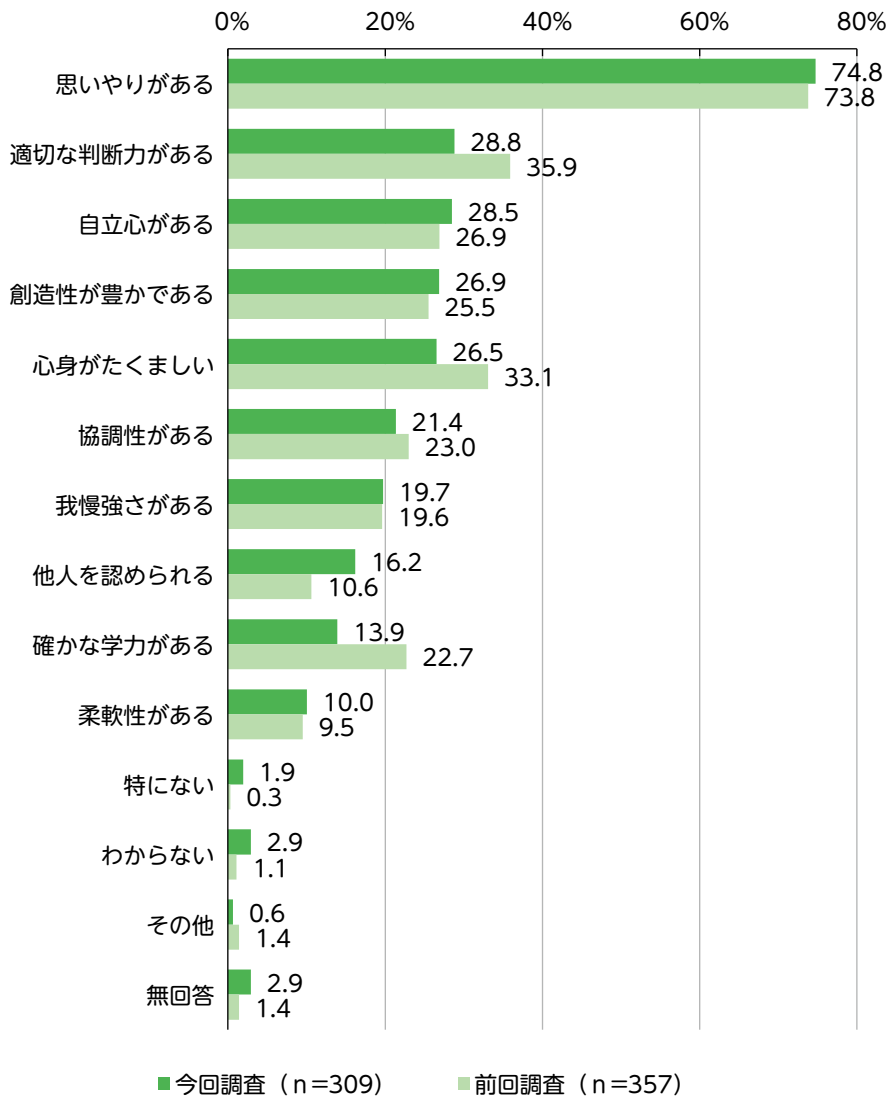
## (2) アンケート調査結果の概要

### ① 高原町の子どもについて

高原町の子どもの理想像については、前回調査、今回調査ともに「思いやりがある」の割合が最も高くなっています。

また、前回調査と比較して、「適切な判断力がある」「心身がたくましい」「確かな学力がある」の割合が下がっていますが、それ以外の項目の割合はおおむね上がっており、特に「他人を認められる」の割合は前回調査から5.6ポイント高くなっています。

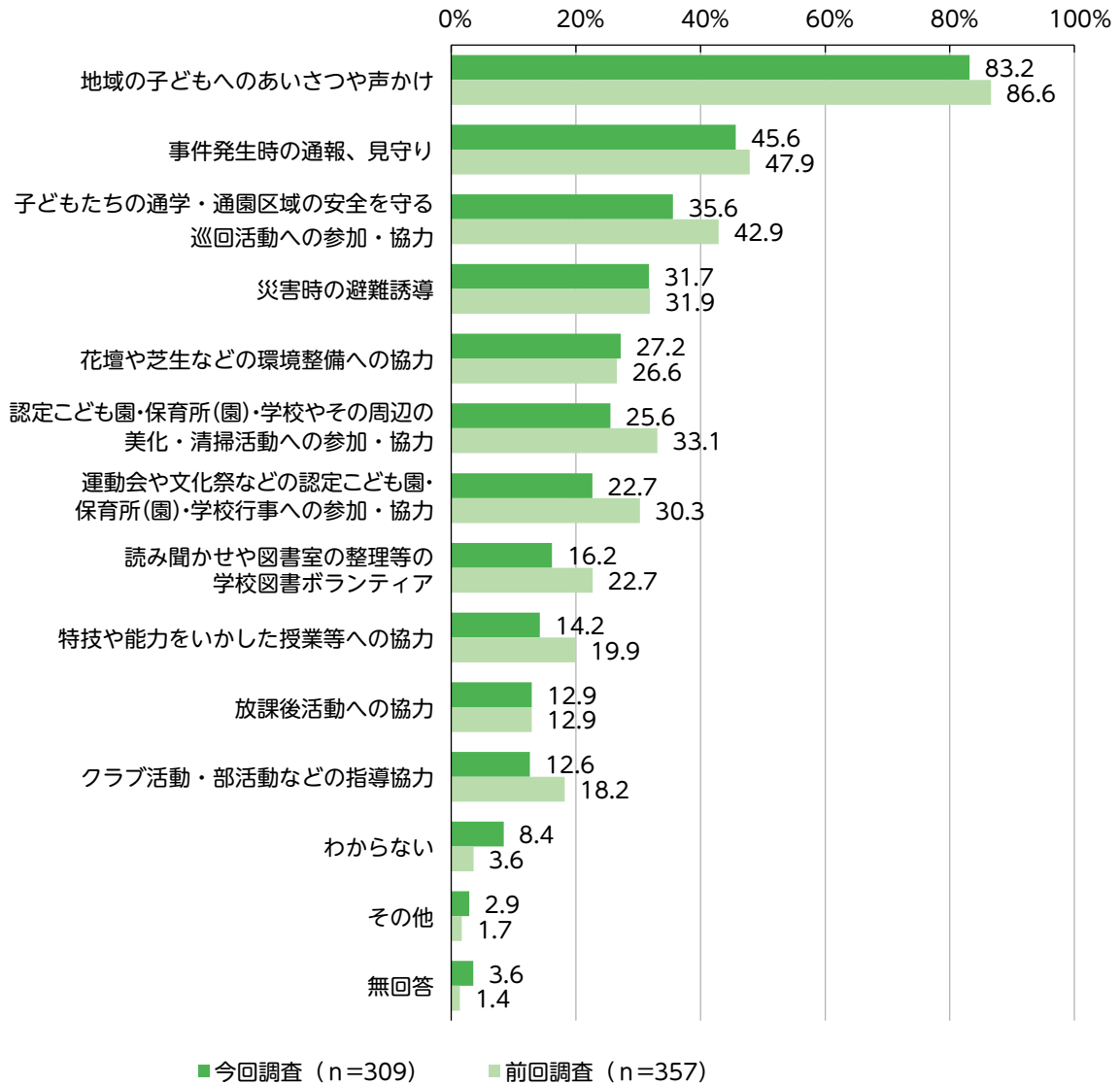
高原町の子どもの理想像について（複数回答）



## ② 家庭・地域の取組について

回答者自身が地域でできると思うものについては、前回調査、今回調査ともに「地域の子どもへのあいさつや声かけ」「事件発生時の通報、見守り」「子どもたちの通学・通園区域の安全を守る巡回活動への参加・協力」が上位3項目となっています。

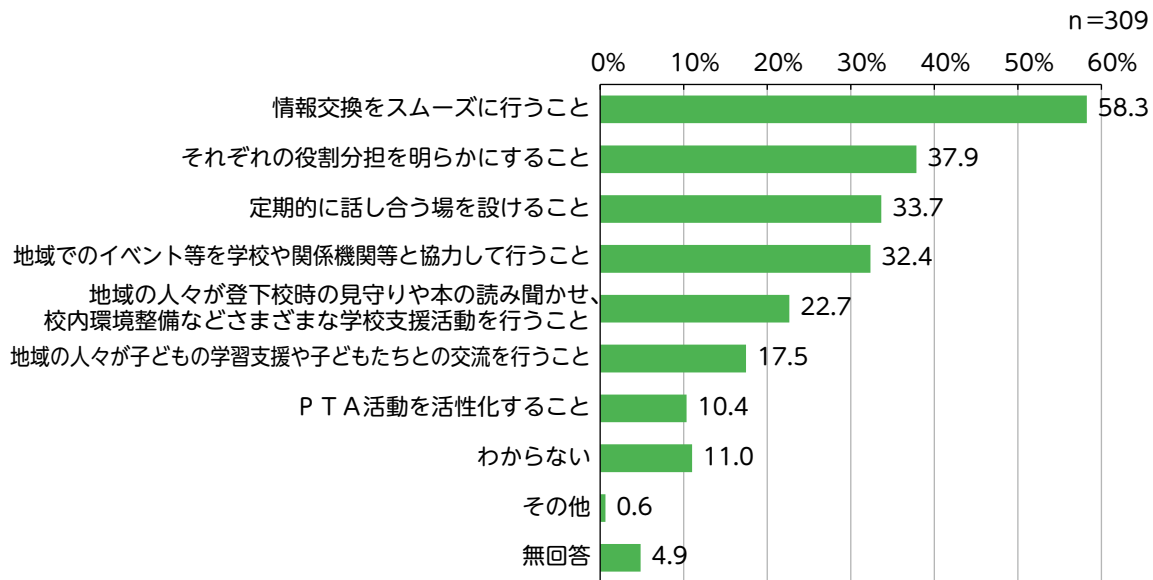
回答者自身が地域でできると思うものについて（複数回答）



※前回調査では、項目中の「認定こども園」は「幼稚園」となっていました。

地域・学校・家庭が相互の連携・協力を深めていく上で大切なことについては、「情報交換をスムーズに行うこと」が58.3%と最も高く、次いで「それぞれの役割分担を明らかにすること」が37.9%、「定期的に話し合う場を設けること」が33.7%、「地域でのイベント等を学校や関係機関等と協力して行うこと」が32.4%となっています。

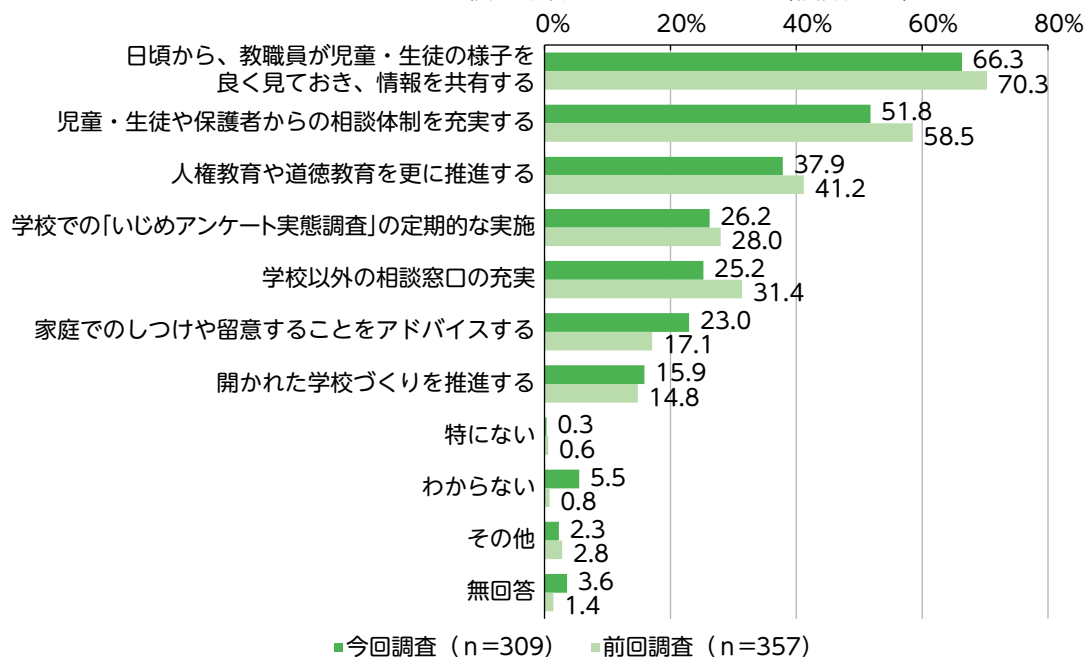
地域・学校・家庭が相互の連携・協力を深めていく上で大切なことについて（複数回答）



③ いじめ対策について

いじめをなくすために学校に期待することについては、前回調査、今回調査ともに「日頃から、教職員が児童・生徒の様子を良く見ておき、情報を共有する」「児童・生徒や保護者からの相談体制を充実する」「人権教育や道徳教育を更に推進する」が上位3項目となっています。

いじめをなくすために学校に期待することについて（複数回答）

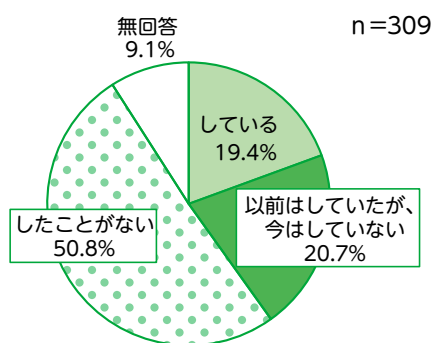


## ④ 生涯学習について

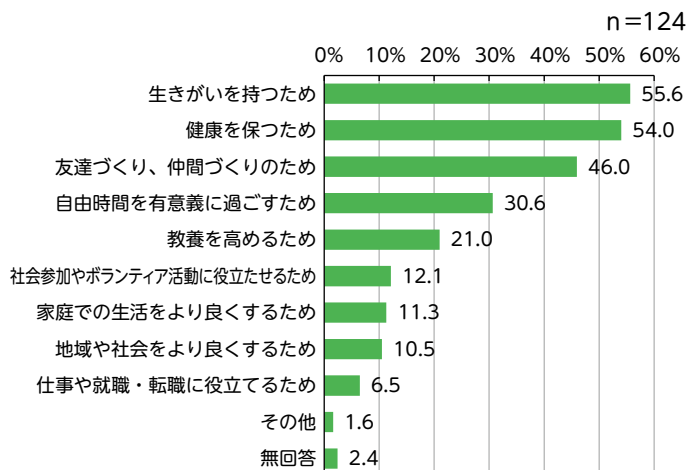
生涯学習活動の状況については、「している」が19.4%、「以前はしていたが、今はしていない」が20.7%、「したことがない」が50.8%となっています。

生涯学習活動を「している」又は「以前はしていたが、今はしていない」と回答した方に、その理由を尋ねたところ、「生きがいを持つため」が55.6%と最も高く、次いで「健康を保つため」が54.0%、「友達づくり、仲間づくりのため」が46.0%となっています。

生涯学習活動の状況(単一回答)

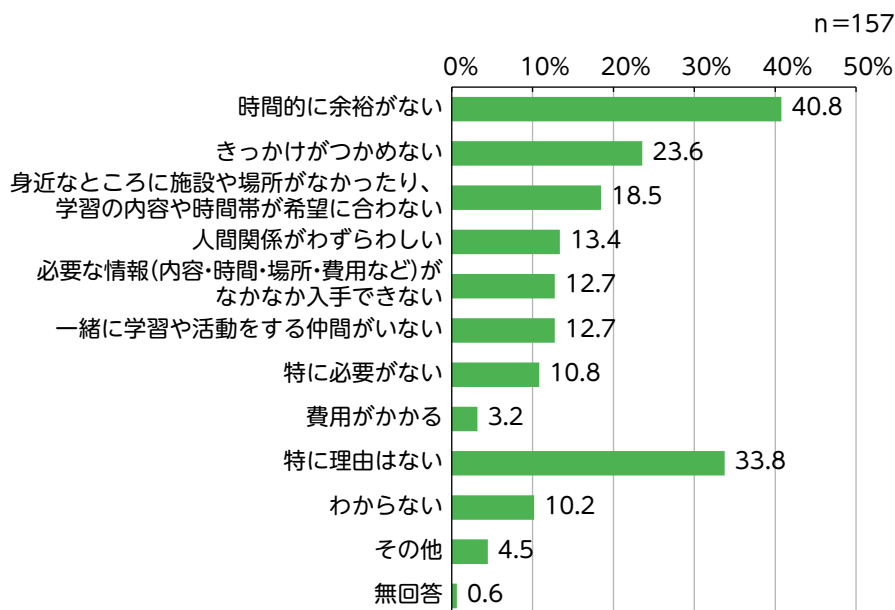


生涯学習活動をしている(していた)理由(複数回答)



一方、生涯学習活動を「したことがない」と回答した方に、その理由を尋ねたところ、「時間的に余裕がない」が40.8%と最も高く、次いで「特に理由はない」が33.8%、「きっかけがつかめない」が23.6%となっています。

生涯学習活動をしたことがない理由(複数回答)



### (3) アンケート調査結果の考察

#### ○ 子どもの確かな学力の育成について

複雑で予測困難な社会においては、自ら問題を発見し、解決に取り組む力が必要であることから、その基礎となる確かな学力の育成が重要となります。

子どもたちや教育に関して課題と感じていることについては、「子どもたちの学力低下」が最も高い割合を示しており、自由意見の中にも「基礎、基本となる学力」や「様々な事柄への対応力」、「自分で考えて行動できる子ども」の育成を求める意見がみられました。

また、高原町が力を入れる必要があると思う教育への取組については、「コンピュータなどのICT機器を活用した授業を推進する」と「ALT\*（外国語指導助手）を活用した外国語教育を推進する」が同率で最も高い割合を示しており、今後の更なる技術革新やグローバル化など、新しい時代を生き抜くための力を身に付けさせる取組が求められていることがわかります。

#### ○ 子どもの豊かな心の育成について

子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが大切です。

高原町の子どもの理想像については「思いやりがある」と回答した方が多く、高原町の幼児教育の充実のために必要だと思う取組については「あいさつやルールを守る規範意識の育成」が最も高い割合を示しています。

子どもたちや教育に関して課題と感じていることや、高原町が力を入れる必要があると思う教育への取組についての結果をみると、いじめ・不登校の解消を図る取組や、人権教育と道德教育の推進について関心が高いことがわかります。

他者への思いやりの心や規範意識、道德心は学校だけでなく、家庭でのしつけや地域における様々な体験活動を通じて培われていくものであることから、地域・学校・家庭がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携・協力していくことが重要と考えられます。

#### ○ 子どもの健やかな体の育成について

子どもの健やかな体の育成においては、基本的な生活習慣の確立が不可欠です。

高原町の幼児教育の充実のために必要だと思う取組については「基本的な生活習慣の育成」が35.0%、高原町が力を入れる必要があると思う教育への取組については「子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ」が同じく35.0%でそれぞれ上位項目となっています。

また、子どもが情報機器に接する機会の拡大に伴い、生活時間の変化のほか、有害情報の入手が容易になったり、スマートフォンやゲームへの依存、SNS\*を通じたいじめ・犯罪などが全国的に問題となっていることから、情報モラル教育の重要性が高まっています。

このほか、各種感染症が子どもたちの教育に及ぼす影響について、不安に感じていることとして「運動不足・体力の低下」や「生活習慣の乱れ」があげられています。子どもの健やかな体の育成のためにも、感染症対策及び「新しい生活様式」を踏まえた取組を進める必要があります。





### ○ 教育環境及び学校指導体制の整備について

学校教育の充実・推進にあたっては、教育環境及び学校指導体制の整備が重要です。

本町においては、令和3年5月に「高原町学校規模適正化基本方針」がまとまり、現在、令和8年度に向けて小中学校の統廃合に併せて一貫教育への移行を進めているところです。小中学校の統廃合及び一貫教育への移行は、より良い教育環境の整備と学校教育の充実を目的としており、自由意見の中にも「学力向上」等を期待する意見がみられます。

高原町が力を入れる必要があると思う教育への取組について、学校施設に関する項目をみると、「教室の高温化対策」や「学校施設のバリアフリー\*化」を求めている方が半数以上いることがわかります。学校施設の建替えにあたっては、新しい時代への適合という観点に加え、町民からのニーズを踏まえて進める必要があります。

また、学校指導体制の整備については、自由意見の中に「教職員の働き方改革」を求める意見がありました。質の高い教育の提供やきめ細かな指導の充実のためには、教職員の資質・能力の向上はもとより、教職員が本来行うべき業務に集中できる持続可能な体制の整備が不可欠です。そのため、県と連携しながら「学校における働き方改革」を推進していく必要があります。

### ○ 児童・生徒等の安全・安心の確保について

子どもたちが安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加え、自らの安全を守るための能力の育成や、地域・学校・家庭の連携・協働による適切な危機管理体制の構築、自然災害や非常時等の安全上の課題への対策の推進に努めなければなりません。

アンケート調査の回答者自身が地域でできると思うものについては、「地域の子どもへのあいさつや声かけ」が83.2%と最も高く、次いで「事件発生時の通報、見守り」が45.6%、「子どもたちの通学・通園区域の安全を守る巡回活動への参加・協力」が35.6%、「災害時の避難誘導」が31.7%となっています。

また、いじめ等への対応については、教職員の注視・情報共有のほか、相談体制の充実、人権教育や道徳教育の更なる推進など、学校における取組はもとより、家庭や関係団体と連携することで早期発見・早期解消につなげることが必要です。

### ○ 生涯学び、活躍できる環境づくりについて

人生100年時代を迎えるにあたり、誰もが生涯にわたって学び、活躍できるよう、学習活動や講座、運動・スポーツ、芸術・文化活動等に参加する機会や環境の充実が必要です。

生涯学習活動の状況については「したことがない」と回答した方が半数以上を占めており、その主な理由としては「時間的に余裕がない」「きっかけがつかめない」「身近なところに施設や場所がなかったり、学習の内容や時間帯が希望に合わない」という意見があげられています。

一方、自由意見の中には、参加してみたい講座等として「パソコン講座」や「英会話」、「高原町の歴史と文化」など、多様な意見がみられました。生涯学習は、生きがいを持つことや心身の健康保持・増進、友達・仲間づくり等に資する活動であり、ひいては地域社会の活性化、人々の暮らしの向上、社会の持続的発展につながるものです。町民の学習意欲の向上を図るため、ニーズを的確にとらえた講座の運営や施設の活用等を進める必要があります。

### 3 | 関係団体ヒアリング調査結果の概要及び考察

#### (1) 関係団体ヒアリング調査の概要

##### ■ 調査の目的

本調査は、本計画の策定にあたり、学校関係者や各種団体の方々が高原町の学校教育や社会教育について、どのように感じているか、また、今後どのような取組を希望されているかなどのご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とすることを目的に実施しました。

##### ■ 調査の対象と実施方法

本調査は、令和4年8月に、町内の学校関係者及び各種関係団体（14団体）を対象として、ヒアリングシートの郵送配布・回収により実施しました。

##### ■ 調査結果の見方と留意点

- 回答は全て自由記述方式です。回答のまとめは、記述内容の趣旨をくみ取り、要約した形で掲載しています。
- 個人的な思いを述べたものなど、一部省略しているものがあります。

#### (2) 関係団体ヒアリング調査結果の概要

##### ① 学校教育について

問1	高原町の学校教育の課題についてお聞かせください。
学力と学習意欲について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の向上（確かな学力、授業力向上、基礎・基本の定着）。</li> <li>・主体的、対話的、深い学びの実現。</li> <li>・個別指導、個への配慮の充実（特別支援学級も含む）。</li> <li>・テスト問題の文章を読み取る力や読解力を身に付ける。</li> <li>・自宅学習の習慣が付いていない生徒が増えてきている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	
指導体制について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの学びや教職員を支える環境づくり。</li> <li>・少人数によるきめ細かな指導体制整備の継続。</li> <li>・働き方改革の推進。</li> <li>・指導スタッフの不足。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	
特別支援について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育*の充実。特性に応じた指導や研修の充実。</li> <li>・徐々に特別に支援が必要とされる児童生徒が増えつつある。</li> <li>・子どもの発達特性、トラウマ体験、愛着の課題に対する理解と支援。</li> <li>・障がいのある児とない児が共に学ぶ仕組み。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	
豊かな心や健やかな体の育成について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現力やコミュニケーション力の育成。</li> <li>・「なりたい自分」のイメージづくり。</li> <li>・スマートフォン等の普及及びSNS等の閲覧による子どもたちの生活習慣の乱れ、道徳心や社会規範意識の低下。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	



ICT環境や情報教育について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT機器の効果的な活用。</li> <li>ICT環境の整備の更なる充実。</li> <li>プログラミング等の新しい技術を加えた教育もしくは体験。</li> </ul>	など
地域・学校・家庭の連携について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域への啓発や支援の充実。</li> <li>地域の方とのふれ合いと学力向上の時間的なバランス。</li> </ul>	など
<b>まとめと考察</b>	
<p>高原町の学校教育の課題については、学力に関する意見が最も多く、中には子どもの学習意欲の低さを指摘する意見もみられます。</p> <p>さらに、小中学校関係者の意見をみると、教育現場では教職員の人材不足や業務の多さが問題となっていることがわかります。</p> <p>教育現場における人材の確保及び業務改善は、子どもの確かな学力及び学習意欲の向上にもつながる重大な課題と言えます。</p> <p>また、「特別に支援が必要とされる児童生徒が増えつつある」という意見から、特別支援教育の充実は今後ますます重要となると考えられます。</p>	

問2	学校教育において重点的に取り組むべきことについてお聞かせください。
学力等の向上について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学習機会と学力の保障。</li> <li>身体的・精神的な健康の推進。</li> <li>相手の考えを聞き、自分の考えを伝える「学び合い」の工夫。安心して間違えることができる学級の雰囲気づくり。</li> <li>学力向上・児童理解と生徒指導（自己肯定感を育む）。</li> <li>町内小中学校共通して、それぞれの学校で学力向上に向けた校内研修の実施。</li> <li>朝自習を使つての読書。</li> <li>自宅でも取り組めるような課題を出す（復習・予習など）。</li> <li>休んでいる子どもへの学習の対応。</li> <li>学ぶことの大切さ、楽しさを教える。</li> </ul>	など
新しい時代に対応できる力の育成について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報モラル教育。</li> <li>タブレットPCを活用した授業。</li> <li>デジタル機器を十分に操作する力を身に付けさせる。</li> <li>プログラムや英語学習などこれから世界で通用する技術の育成。</li> </ul>	など
子どもの多様性について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援の視点を生かした指導。</li> <li>児童の心理的、肉体的にストレスがない教育。児童に寄り添った教育。</li> <li>多様性の尊重（いじめ問題、不登校、LGBTなど）。</li> </ul>	など
基本的な生活習慣の確立や規範意識の醸成について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な生活習慣の確立について、児童生徒への指導や保護者への啓発。</li> <li>子どもたちのメディア（ゲーム）使用時間が増えていることや、所持率の低年齢化に対して学校と家庭で手立てをうつ。</li> <li>集団でしか得られないコミュニケーション能力や関わり方のルール、自己を律することを身に付ける。</li> </ul>	など

将来について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年なりの「なりたい自分」のイメージを持たせ、そこに近づくための行動を決定させ取り組む活動の充実。</li> <li>様々な職業があるということを教える。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
いじめ対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の問題に対する更なる取組。</li> <li>子どものいじめや不登校。家庭と学校、地域の連携強化。「道徳、倫理社会」を授業に取り入れる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
学校の働き方改革について	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量の精選・縮減・重点化。</li> <li>教科指導・生徒指導の時間を生み出すための仕事内容の見直し。人員を増やすなどの工夫。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
体験活動等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験活動後の「振り返りの場」の充実。</li> <li>ボランティアを積極的に行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<b>まとめと考察</b>	
<p>学校教育において重点的に取り組むべきことについては、学力の向上に関する意見が最も多く、「安心して間違ふことができる学級の雰囲気づくり」「学力向上に向けた校内研修の実施」「自宅でも取り組めるような課題を出してほしい」など、具体的な意見・要望もみられます。</p> <p>また、情報教育やプログラミング、英語学習などの充実も求められており、新しい時代に対応できる力を育成する取組のニーズが高まっていることがわかります。</p> <p>さらに、基本的な生活習慣の確立やいじめ対策など、学校だけの問題ではない課題についても重点的に取り組むべきこととしてあげられていることから、地域・学校・家庭の連携強化が必要と考えられます。</p>	

問3	学校教育について、その他ご意見、ご提案等ございましたらお聞かせください。
<b>地域・学校・家庭の連携について</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と地域社会の連携・協働の推進を図り、学校でできること、家庭でできること、地域や社会でできることを明確にして、役割分担すること、連携を図り、効果を検証し、改善を図ることが大切ではないかと思う。地域社会があつて、子どもがいて、学校がある。地域社会は子どものために何ができるか、家庭は子どものために何ができるか、学校は子どものために何ができるかという視点で考えられると、地域とともにある学校づくりが推進できるのではないかと思う。</li> <li>コロナの影響で、学校と家庭が目標を共有したり、子どもの成長について話し合う機会が少なくなっている。家庭での取組、協力が必要なことをPTA（保護者同士）主体で話す機会がない。</li> <li>社会が転換期を迎えている今、日本が求められているのが異文化の人たちと対等な信頼関係を築く事ができる「グローバル人材」である。英語は大切だが、それ以上に調和の取れた人間形成に目を向けて欲しい。家庭、親に対して、子育ての方向を示して学校家庭が協力してこれからの子供たちの育成をお願いしたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	
<b>授業や一貫教育について</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「自分が好き」「自分に自信がある」子供は意欲的・積極的に行動する。「自分の存在が周りに認められている」「たとえ間違った回答をしても冷やかされることなく、逆に励ましてくれる仲間がいる」と感じることができるよう学校・学級を作ることが大切ではないだろうか。</li> <li>プログラミングは難しそうというイメージがあるが、最近は小学校低学年から楽しく学べる教材が増えているようだ。苦手意識が始まる前にどんどん取り入れて欲しいと思う。</li> <li>一貫教育の内容を見直すこと（スリム化を図る）によって時間を生み出し、令和8年度の統廃合に向けた準備を進める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	

## 指導体制について

- 学校に配置できる県費負担職員の人数は法令で決まっている為、町が独自に学習指導充実推進教員を配置して頂いていることは非常に有難い。予算の問題や講師不足の問題もあるが、小規模校に配置できる数が一人でも二人でも増員して頂けると更に助かる。
- 目の前の子供たちは高原町の宝であり、可愛くて大切な存在である。毎日これだけやるべきことを済まして、時間に追われ充分子供に対応できないが増えてきていることを「忙しいからどうしようもない。」とってしまうことに、これが自分のなりたかった先生なのか?と考えてしまう。など

## 町の教育・スポーツ環境について

- 図書館の充実。理想だが…他の自治体にあるようなカフェ併設型や、乳幼児連れの親子がゆっくり寛げるようなスペースのある図書館があれば、親が子供を連れて来館し、親子で読書の時間が充実すると思う。(小林、高原エリアは、民間の本屋も少ないと思う。) 学力低下やメディアの長時間使用の課題にも効果的だと思う。
- 部活動において、もう少し協力的にしていただけると、スポーツをしたいと思っている家庭の方も入りやすくなるのでは…と感じる。など

## まとめと考察

学校教育に関するその他意見・提案等については、地域・学校・家庭の連携に関する意見が最も多くなっています。

本町は小中一貫教育の中で家庭との連携による家庭の教育力の向上や地域資源を生かしたふるさと教育に取り組んでいますが、令和8年度に向けて小中学校の統廃合が進められていることから、地域・学校・家庭の連携・協働も含めて一貫教育の今後の在り方について検討する必要があります。

また、授業や指導体制についても小中学校の統廃合に合わせた充実・改善が図られるよう、保護者、住民からの意見・要望を踏まえた取組を進めることが求められます。

## ② 社会教育（生涯学習・スポーツ振興・文化芸術など）について

問1

高原町の社会教育の課題・活動の方向性についてお聞かせください。

## 地域のつながり・交流について

- 若い世代も気軽に入って、つながれるような雰囲気づくり。
- 地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化。
- コロナ禍でもできる世代を超えた交流。
- もっと若い世代の人たちが集い、学び、魅力を感じられるようなまちづくり。
- 若い世代向けの施策に関するSNS等での告知。など

## 地域・学校・家庭連携について

- 地域学校協働活動\*の推進や学校運営協議会\*への移行への検討。
- 放課後子ども教室やジュニアリーダーの育成等地域が子どもを育てる場の設定。
- 地域の方の部活動への支援・指導。
- 家庭・地域の教育力の停滞。
- 職場体験だけでなく職場見学等も増やす。など

## 生涯学習について

- 生涯学習講座の継続と家庭教育\*の充実。
- シニア世代を中心とした様々な学びの講座・研修・体験会の実施。夏休みを利用した書道教室や親子料理教室等の充実。
- 楽しみや生きがいを持って暮らせるような企画。など

スポーツ振興や文化芸術について

- ・生涯スポーツの振興（地域コミュニティ等）。
- ・歴史的なもののPR（神楽のツアーなど）。
- ・小さくても多くの人たちの発表の場を設ける。

など

町の施設について

- ・町立図書館の整備・充実の継続。
- ・町の規模や施設を生かした取組（社会教育に携わったことがない方々を口コミやSNS等で呼び込み活性化につなげていく）。
- ・社会教育施設の充実。

など

まとめと考察

高原町社会教育の課題・活動の方向性については、地域のつながり・交流に関する意見が最も多く、特に若い世代を取り込んでいくことが課題であることが伺えます。

また、学校教育と同様、社会教育においても地域・学校・家庭の連携に関する意見が多くみられます。学校教育や社会教育の充実は、幅広い世代が活躍できるまちとしての魅力を高めることから、より効果的な取組となるよう、施設整備や情報発信と併せて町が一体となって取り組んでいく必要があります。

問2

社会教育において重点的に取り組むべきことについてお聞かせください。

子どもへの教育について

- ・地域での子どもへの教育の機会の設定と充実。
- ・地域と学校の連携・協働の推進。
- ・図書館の整備（学校教育とも関連）。
- ・家庭・地域の教育力の向上。
- ・郷土愛を育む教育（「ふるさと教育」）の実施からキャリア教育\*の充実（将来、地元就職して、地域のために貢献する人材を育成する。）。

など

地域のつながり・交流について

- ・世代を超えた交流の中で悩みや相談が気軽にできる場・機会づくり。
- ・子どもと高齢者の交流イベントや行事の継続（綱引き、相撲、地区の運動会など）。
- ・若い世代の人材登用。

など

まとめと考察

社会教育において重点的に取り組むべきことについては、子どもへの教育に関する意見と、地域のつながり・交流に関する意見がみられます。

子どもへの教育については、地域・学校・家庭の連携に関する意見のほか、「ふるさと教育」の充実を求める意見がみられます。町の歴史・文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、地域の一員として地域に貢献しようとする意欲を高めることにつながることから、今後も「ふるさと教育」を継続していくことが重要です。

また、地域のつながり・交流においても、若い人材の確保についての懸念がみられることから、地域を支える次世代の育成が課題と言えます。



問3

社会教育について、その他ご意見、ご提案等ございましたらお聞かせください。

## 子どもへの教育について

- ・地域が主体となり、地域の子どもたちは地域で育てるという意識が広がると、地域や家庭の教育力が向上し、将来、地域を担う人材として活躍できるようになり、まちづくりへの良い循環が生まれるのではないと思う。学校は、地域の学校として、体系的な教育の場であり、連携してふるさと教育の推進等を行うことで、より効果的に地域を担う人材の育成を行うことができるのではないと思う。
- ・子どもの将来を考えるきっかけとなるイベントや体験をどんどんさせていくべきだと思う。
- ・小学校と中学校を同じ場所にするのなら、小中学校の垣根のない交流授業を取り入れる。 など

## 町の支援について

- ・全国レベルの大会に出場する際は、旅費や宿泊費補助ということはできないだろうか。
- ・つながりが必要な人たちがつながれるように福祉と連携したアプローチも必要だと思う。
- ・子育て期の世代は子供がいたら夜出れずにいるので何かしら工夫して好きなことを諦めることのないようできたらいいと思う。そして楽しんでいる親の姿を近くで子供が見れたらなお良いのでは… など

## 地域活動について

- ・中学生がボランティアに参加できるような機会がたくさんあればと思う（駅清掃、花植え、交流会など中学生が出来る手伝い）。保護者の歓談、協力、責任で自由に参加できればいいと思う。異年齢交流が結果的に町おこしにつながるかもしれないから。
- ・中学～高校で吹奏楽をやっていた人がいると思うので、町のブラスバンド、吹奏楽団等を立ち上げてみてはどうだろう。
- ・町を誇りと出来るように町に親しみのもてる活動を企画すると良い。ウォーキングもあるが故郷の風景を見る良い活動と思う。「天孫降臨の地」高原のパワースポット、御池もあと一歩アイデアがほしい。 など

## 社会教育について

- ・社会教育は、将来、まちづくりを担う人材育成の中核となる教育活動であると思う。また、まちづくりを長期的なスパンで考え、子どもから大人まで生涯成長できる楽しみを見つけられる生涯教育の推進もあわせて行うことができると思う。そのような可能性を秘めた社会教育の推進に大きな期待を寄せたいと思う。
- ・親子一緒に参加できるような生涯学習などがあるといい。 など

## 町の施設について

- ・スポーツをするのにも、体育館などの施設が古いため町外からの受け入れが出来ていない。
- ・予算の関係で難しいと思うが、都城のような大きな図書館があると町民が集まりやすいかも。今の公民館は小さく、子どもが多い為大人は利用しにくい。 など

## まとめと考察

社会教育に関するその他意見・提案等については、具体的な提案として「子どもの将来を考えるきっかけとなるイベントや体験」「親子一緒に参加できるような生涯学習」「中学生がボランティアに参加できるような機会」などがあげられており、様々な活動やイベントが求められていることがわかります。

こうした活動は町民の自己実現や生きがいづくり、地域の活性化等に資するものですが、その実施には担い手が必要であり、また、活動を継続させていくためには若い人材の確保・育成が不可欠です。

そのため、町に親しみと誇りを持てるような教育活動を推進することで、地域で活躍したいという気運の醸成を図ることが重要と言えます。そして、そうした取組はより良いまちづくりへと循環していくものと考えられます。

### (3) 関係団体ヒアリング調査結果の全体を通してのまとめ

学校教育、社会教育ともに地域・学校・家庭の連携を重視した意見が随所にみられました。その背景としては、少子高齢化の進行や子ども・子育て家庭の多様化に加え、教職員の負担増、社会の情報化やグローバル化など、教育を取り巻く現状・課題が多様化・複雑化していることがあげられます。多種多様な問題を解決するためには、地域・学校・家庭ができることを明確にし、それぞれが役割を果たしながら取組を進めていく必要があります。

また、町の歴史や文化を生かした「ふるさと教育」に関する意見も多くみられました。郷土愛を育むことは、「地域に貢献したい」「地域で活動したい」という意欲を喚起し、あらゆる分野における人材の確保や、若い世代・子育て世代の流入などにつながると考えられます。地域の活性化に向けた「ふるさと教育」の充実及び町の魅力のアピールが重要です。





## 4 | 保護者アンケート調査結果の概要及び考察

### (1) 保護者アンケート調査の概要

#### ■ 調査の目的

本調査は、高原町の教育課題等について把握するために、町内の小中学校、保育所（園）、認定こども園を通して実施しました。

#### ■ 調査の対象と実施方法

本調査は、令和4年10月に、子育て世代の保護者の方々を対象として、「Google フォーム」で作成したアンケートにより実施しました。

調査票の配布については、小中学校は安心安全メールを使用し、保育所関係は紙媒体での持ち込み依頼を行いました。

#### ■ 回答人数

114人

#### ■ 調査結果の見方と留意点

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 図表中の「n」は、「Number of case」の略で、その設問に回答すべき対象者数を示しています。一部の人に回答を求めている設問などがあるため、nの値は設問によって異なります。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。

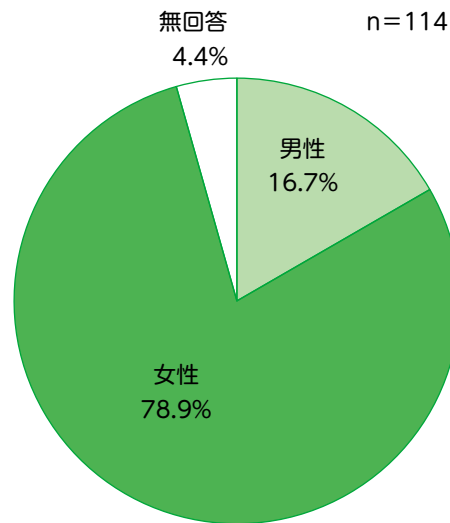
## (2) 保護者アンケート調査結果の概要

### ① 回答者について

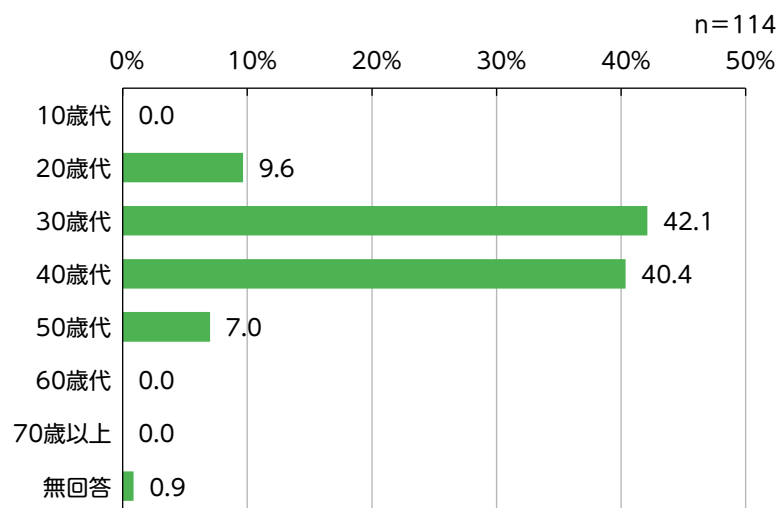
回答者の性別については、「男性」が16.7%、「女性」が78.9%となっています。

また、回答者の年齢については、「30歳代」が42.1%と最も高く、次いで「40歳代」が40.4%、「20歳代」が9.6%、「50歳代」が7.0%となっています。

回答者の性別 (単一回答)



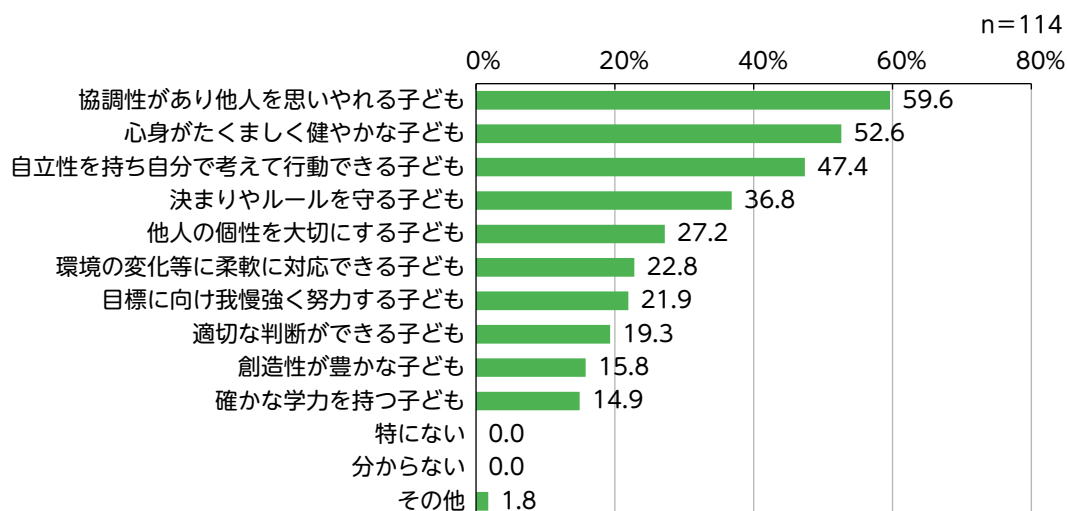
回答者の年齢 (単一回答)



## ② 高原町の子どもの目指す姿について

高原町子どもたちにはどのように育てほしいと思うかという問いについては、「協調性があり他人を思いやれる子ども」が59.6%と最も高く、次いで「心身がたくましく健やかな子ども」が52.6%、「自立性を持ち自分で考えて行動できる子ども」が47.4%、「決まりやルールを守る子ども」が36.8%となっています。

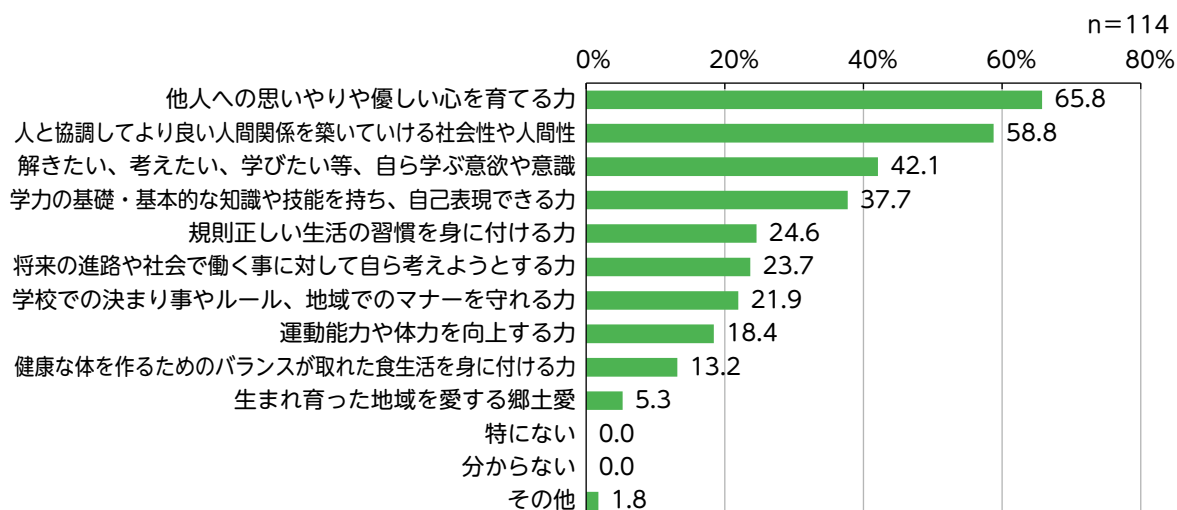
高原町の子どもの目指す姿について（複数回答）



## ③ 子どもの成長に必要な力について

②であげられているような子どもに育つためにはどのような力が必要と思うかという問いについては、「他人への思いやりや優しい心を育てる力」が65.8%と最も高く、次いで「人と協調してより良い人間関係を築いていける社会性や人間性」が58.8%、「解きたい、考えたい、学びたい等、自ら学ぶ意欲や意識」が42.1%、「学力の基礎・基本的な知識や技能を持ち、自己表現できる力」が37.7%となっています。

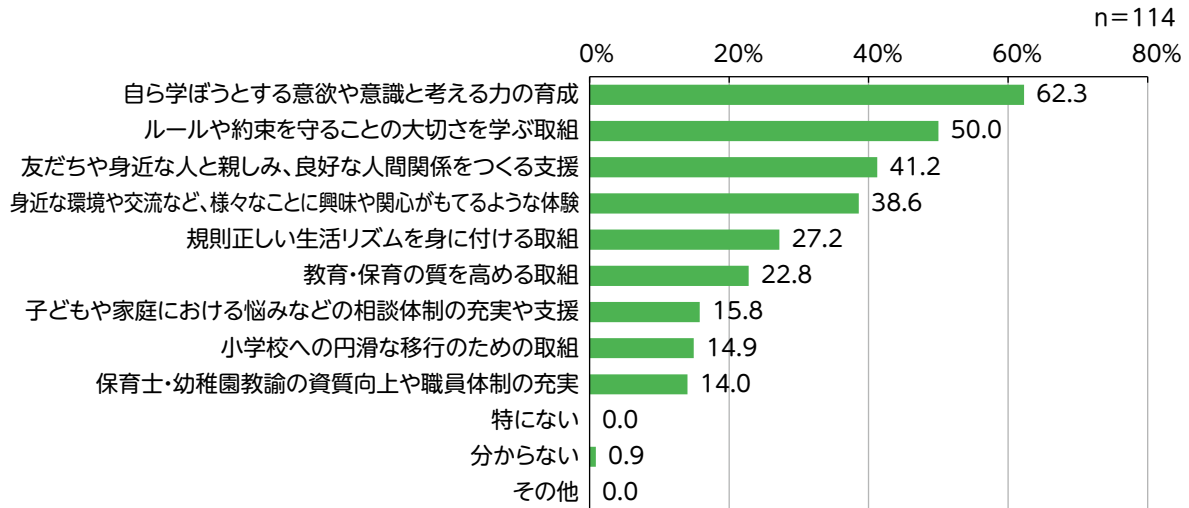
子どもの成長に必要な力について（複数回答）



④ 幼児教育について

幼児教育の充実のために必要と思う取組については、「自ら学ぼうとする意欲や意識と考える力の育成」が62.3%と最も高く、次いで「ルールや約束を守ることの大切さを学ぶ取組」が50.0%、「友だちや身近な人と親しみ、良好な人間関係をつくる支援」が41.2%、「身近な環境や交流など、様々なことに興味や関心もてるような体験」が38.6%となっています。

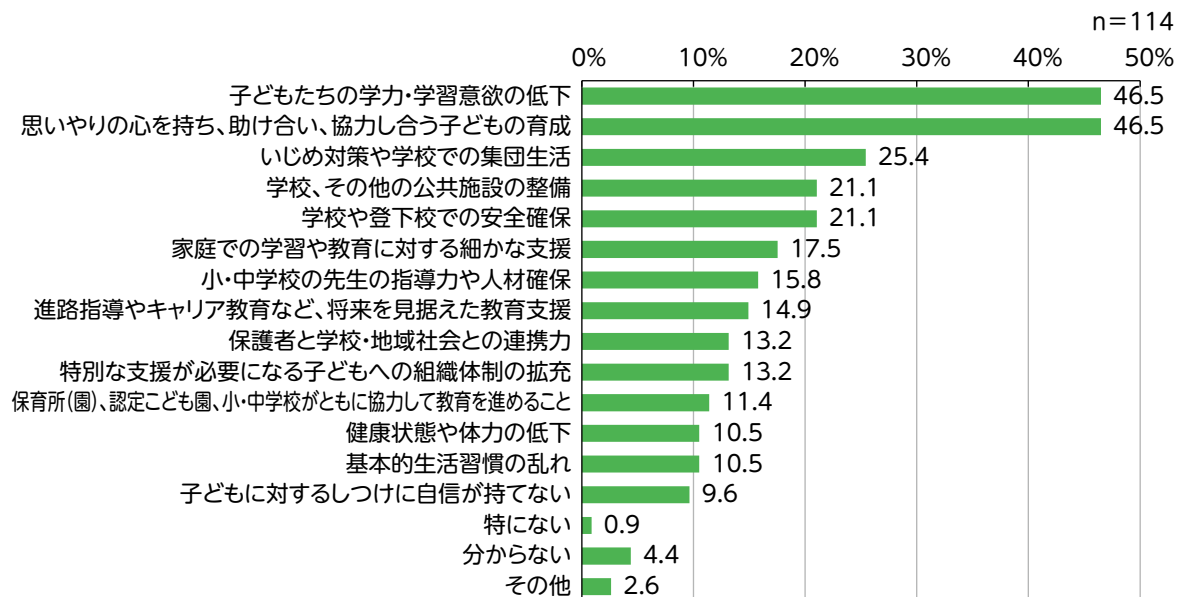
幼児教育について（複数回答）



⑤ 子どもや教育上の課題について

子どもたちや教育について課題と感じていることについては、「子どもたちの学力・学習意欲の低下」と「思いやりの心を持ち、助け合い、協力し合う子どもの育成」が同率の46.5%で最も高く、次いで「いじめ対策や学校での集団生活」が25.4%となっています。

子どもや教育上の課題について（複数回答）





### (3) 保護者アンケート調査結果の考察

#### ○ 子どもの目指す姿とそのために必要な力について

高原町の子どもたちにどのように育ってほしいかという問いについては、「協調性があり他人を思いやれる子ども」が最も高い割合を示しています。子どもの成長に必要な力についても「他人への思いやりや優しい心を育てる力」と「人と協調してより良い人間関係を築いていける社会性や人間性」の割合が高くなっています。

社会を生きていく上で、年齢や地域の枠を超えて様々な人たちと関わっていくための力や、他人を大切にできる心を育む教育が重要であると言えます。

子どもの目指す姿としては「心身がたくましく健やかな子ども」や「自立性を持ち自分で考えて行動できる子ども」の割合も高く、そのために必要な力としても「学力の基礎・基本的な知識や知能を持ち、自己表現できる力」と「解きたい、考えたい、学びたい等、自ら学ぶ意欲や意識」が上位にあげられています。また、自由意見においてはタブレット端末の活用やプログラミング授業の充実を求める意見がみられました。

変化の激しい社会を生き抜くために、知育・徳育・体育についてバランス良く成長していき、知能や技能を自ら学ぼうとする意欲を持ち、様々な問題を解決できる力を身に付けてほしいという保護者の思いが伺えます。

#### ○ 子どもへの教育と課題について

幼児教育の充実のために必要と思う取組については「自ら学ぼうとする意欲や意識と考える力の育成」が最も高い割合を示しており、子どもたちや教育について課題と感じていることについても「子どもたちの学力・学習意欲の低下」の割合が最も高くなっています。また、自由意見においても学力を県平均まで上げてほしいという要望がみられました。

幼児教育の段階から子どもが自ら学ぼうとする意欲や意識を高めるための取組が重要であり、その上で子どもたちの基礎学力の定着が図られるよう、学校において子どもたちが切磋琢磨できるような環境の整備を進めるとともに、家庭でも親と子が一緒に学習を共有できるような家庭教育力の向上に努める必要があります。

このほか、幼児教育については「ルールや約束を守ることの大切さを学ぶ取組」と「友だちや身近な人と親しみ、良好な人間関係をつくる支援」の割合が高く、子どもの教育上の課題についても「思いやりの心を持ち、助け合い、協力し合う子どもの育成」と「いじめ対策や学校での集団生活」が上位にあげられています。

小学校へ入学するにあたり、たくさんの友達と集団生活を送っていくためのルールを身に付けることや、人間性・社会性の育成に向けた取組・支援が求められています。さらに、いじめや不登校、引きこもり等については、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る可能性があることを認識しながら、地域・学校・家庭・教育委員会が連携を強化し、問題の解決に取り組む必要があります。



## 第3章 計画の基本的な方針

---

- 1 基本方針
- 2 基本理念
- 3 基本的な考え方
- 4 全体イメージ
- 5 施策体系
- 6 基本目標





## 1 | 基本方針

### (1) 宮崎県教育基本方針

本県の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

### (2) 高原町教育基本方針

本町の教育は、教育基本法の理念に基づき、生涯を通じて学び、活躍できる社会づくりを基盤としたあらゆる教育の場を通じ、一人ひとりを大切にする精神を基調として、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓き将来を担おうという気概を持ち、郷土の発展に貢献できる心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

### (3) 高原町人権教育基本方針

世界人権宣言には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。全ての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本町においても、様々な機会を通じて人権啓発活動を行い、豊かな人権感覚\*と正しい人権意識\*の高揚と確立に努めています。また、学校教育と社会教育との連携を密にしながら、人権尊重を育む教育を推進していますが、今なお、同和問題\*をはじめ様々な人権問題が存在しています。

そのため、高原町教育委員会(以下「町教育委員会」という。)は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、人権教育を推進し、町民一人ひとりが人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

学校教育においては、学校間の連携を図りながら、全教育活動の中で発達段階に応じ、計画的に人権についての学習を進めます。これによって正しい知識を身に付けさせ、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。

社会教育においては、各種会合等の機会をとらえ、人権についての広報活動を進めるとともに、地域の実情に応じた人権についての多様な学習活動の充実により、人権意識の高揚を図ります。

また、青少年の社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験活動を設定し、人権意識の高揚を図ります。

## 2 | 基本理念

### 基本理念

## たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性

本計画では、高原町教育基本方針の具現化を図り、「郷土に誇りを持ち、未来を切り拓く、心身ともに調和のとれた高原の人づくり」を進め、基本理念を「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」と定めます。

これを本町の教育活動において指針となる考え方として掲げ、その実現を目指した取組を推進していきます。

## 3 | 基本的な考え方

基本理念の実現を目指すために、本町が総合的・計画的に取り組む施策は、その全般にわたって、次のように「縦の接続」と「横の連携」を重視して推進します。

### ●「縦の接続」を重視した取組の推進

社会のあらゆる領域において新しい知識・情報・技術が重要となっている一方、それらの知識・情報・技術をめぐる変化や、社会のグローバル化、情報化も加速度を増しています。

このほか、人生100年時代や超スマート社会の到来により、今後、複数の仕事を持つことや多様な社会活動を行うことがより一般的となることが予測される中、ライフステージ\*の様々な段階での学び直しが重要になると考えられます。

こうした変化の激しい社会を生き抜いていくためには、町民一人ひとりが共に学び合い、生涯にわたって自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や技術などを人材づくりへ生かすなど地域や社会に還元し、学びが循環する社会づくりを積極的に進め、生涯学習社会\*の一層の実現を図る必要があります。

また、子どもたちの教育においては、幼児期の教育から小・中での教育までをしっかり接続し、高校・大学との連携や、学校教育と社会生活等とのつながりを一層深めることで、子どもたちの社会的・職業的自立に必要な力を育てていくことが不可欠です。

本町においては、町民の誰もが生涯を通じて学習活動や文化・スポーツ活動等に取り組んだり、地域社会の一員として活動したりしながら自らを磨き高めていく環境づくりを進めると同時に、その学習成果を地域づくりや子どもたちの教育に積極的に還元できる機会の充実に取り組んできました。引き続き、子どもから大人まで、町民一人ひとりが可能性を広げ、自分らしく活躍できるよう、ライフステージに応じた活動の場をつなぐ「縦の接続」を重視した取組を推進します。

### ●「横の連携」を重視した取組の推進

生涯にわたって様々な学びや活動に取り組んでいる人又は取り組んできた地域の人、企業等で活躍する人は、かけがえのない貴重な教育資源です。町が一体となって子どもたちへの教育に取り組

むにあたっては、より良い教育を通してより良い社会を創るという理念を地域・学校・家庭が共有し、社会に開かれた教育課程の実現に努めることが重要です。

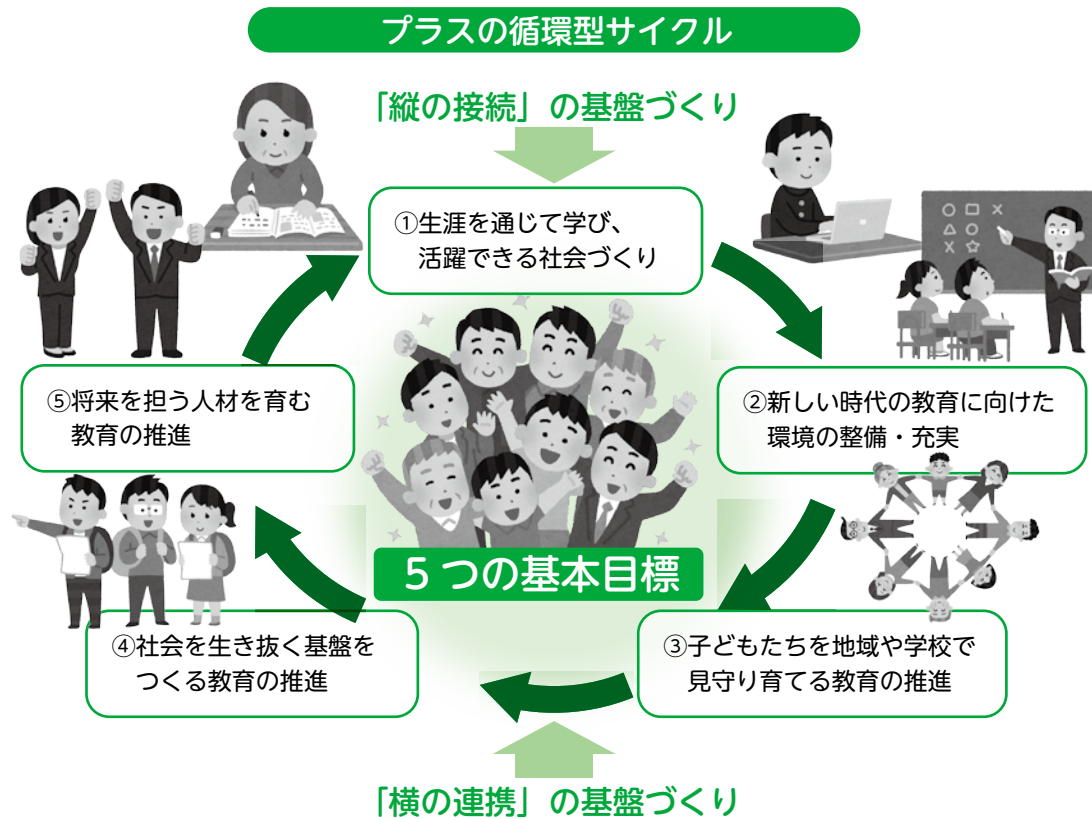
そのためには、子どもの教育を取り巻く全ての大人が、育み、支え、導く存在としてつながり、これまで身に付けた知識や経験・技術などを、学校や家庭、地域における様々な活動の中で生かしながら、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質や能力を提供していく必要があります。

本町においては、これまで地域・学校・家庭が連携した取組を基盤として、さらに、地域の企業や町民で組織される団体等の多様な主体が一体となった取組を推進してきました。今後は、人口減少時代や人生100年時代の到来を見据えつつ、持続可能で魅力と活力のある高原町を目指し、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画\*する意識の向上がより一層求められます。

多様な主体の連携・協働による取組の更なる充実・強化に努めるとともに、人と人との「絆」、地域や社会における様々な「絆」を深め、地域課題の発見・解決や、地域社会の担い手の育成に向けた「横の連携」を重視した取組を推進します。

## 4 | 全体イメージ

本計画では、「基本理念」の実現を目指し、5つの「基本目標」を次のとおり定めます。



※②については、前期基本計画では「魅力的な教育環境の整備・充実」としていましたが、更なる技術革新やグローバル化に対応できる環境づくりが必要であること、小中学校の統廃合が行われることを踏まえて「新しい時代の教育に向けた環境の整備・充実」に変更しました。

## 5 | 施策体系

### 基本理念

たくましいからだ  
豊かな心  
すぐれた知性

### 基本目標

1

生涯を通じて  
学び、活躍できる  
社会づくり

2

新しい時代の  
教育に向けた  
環境の整備・充実

3

子どもたちを  
地域や学校で  
見守り育てる  
教育の推進

4

社会を生き抜く  
基盤をつくる  
教育の推進

5

将来を担う人  
材を育む教育  
の推進

### 基本施策

基本施策1 主体的な生涯学習活動の促進

基本施策2 読書活動の推進

基本施策3 文化の振興

基本施策4 スポーツの振興

基本施策1 地域に開かれた学校運営の実施

基本施策2 高原町一貫教育の確立

基本施策3 確かな学力を育む教育の推進

基本施策4 健やかな体を育む教育の推進

基本施策5 環境教育の推進

基本施策6 教育環境の充実

基本施策1 いじめ・不登校の防止

基本施策2 家庭・地域の教育力の向上

基本施策3 防犯教育及び防災教育の推進

基本施策1 幼保小連携の推進

基本施策2 情報化社会に対応する教育の推進

基本施策3 特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進

基本施策4 道徳教育の充実

基本施策5 人権教育の推進

基本施策1 ふるさと教育の推進

基本施策2 グローバル化に対応する教育の推進

基本施策3 キャリア教育の推進

基本施策4 主権者教育・消費者教育の推進



## 6 | 基本目標

## 基本目標1

## 生涯を通じて学び、活躍できる社会づくり

本町がこれからも輝き続け、発展していくためには、子どもから大人まで全ての人が、生涯のあらゆるステージを通して学習・自己研鑽に励むことができるよう、自発的に学ぶ姿勢を養うことが大切です。

また、町民一人ひとりが夢や希望を抱き、生涯にわたって学びを深めたり学び直しをしたり、あるいは新たな学習活動や文化・スポーツ活動に取り組んだりしながら自己向上、自己実現を目指すとともに、身に付けた知識や経験、技術等を社会に還元するなど、学びが循環する社会づくりが必要です。

以上のことから、本町では次のような取組を進めます。

**基本施策1 主体的な生涯学習活動の促進** ..... P47～48

生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが必要に応じて自分に適した方法で学び、学習が生活の一部となるような環境づくりの一環として、町民のニーズに応じた学習機会・講座の提供及び自治公民館などを核とした学びの場づくりに努めます。

また、社会全体の持続的な教育力の向上のために、学んだ成果を地域づくりや子どもたちの教育に還元できるような活動機会の提供や、生涯学習指導者の発掘・育成に努めます。

**基本施策2 読書活動の推進** ..... P49～50

子どもたちの発達の段階や学校の実態に応じ、読み聞かせ活動\*や一斉読書の取組、学校図書室を活用した学習活動、家庭と連携を図った読書活動などを通して、子どもたちが読書に親しむ態度や読書習慣を身に付けられる教育を推進します。

また、学校図書室や中央公民館内図書室の資料整備や蔵書の更新・確保に努めるとともに、利用しやすい図書環境の整備、サービスの円滑な運営に努めます。

**基本施策3 文化の振興** ..... P51～52

町民一人ひとりが様々な機会を通じて文化に親しみ、生涯にわたり豊かな感性と教養を育むとともに、町内の文化財や文化資源が大切に保存・継承され、積極的に活用される環境づくりを推進します。

**基本施策4 スポーツの振興** ..... P52～54

関係機関・団体との連携により、学校や地域において子どもから大人まで皆がスポーツに親しむ機会の充実を図り、スポーツを通じた交流促進や競技力の強化、指導者の養成・確保に努めます。

また、各種スポーツ合宿など、経済波及効果を高める事業の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備、利用促進に努めます。

**基本目標2**

**新しい時代の教育に向けた環境の整備・充実**

次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るためには、様々な子どもの学びや育ちを支える教育環境の充実に努める必要があります。

また、変化の激しい社会を生き抜く力を育成するために、新しい時代に対応した環境の整備を一層推進する必要があることから、次のような取組を進めます。

**基本施策1 地域に開かれた学校運営の実施** ..... P55 ~ 56

学校から保護者・地域住民等へ向けた情報の発信や、保護者・地域住民等による学校評価の公表などにより、教育活動の検証や学校運営の工夫・改善を図るとともに、地域コーディネーターを中心とした学校支援ボランティア活動を実施するなど、地域住民等との連携・協働による地域に開かれた学校づくりを推進します。

**基本施策2 高原町一貫教育の確立** ..... P56 ~ 59

高原の子どもたちに生きる力（知・徳・体のバランスのとれた力）とふるさとへの誇りを育むために、小中連携や小小連携、中中連携等を推進しながら、学力の向上とふるさと教育の充実を図ります。

また、国・県の動向や学校の統廃合を踏まえた一貫教育の在り方について検討します。

**基本施策3 確かな学力を育む教育の推進** ..... P59 ~ 62

子どもたちの学力や学習状況を基に、基礎学力及び学習習慣の定着、主体的・対話的に深く学ぶ力の育成、教職員の資質及び教科指導力の向上、実態に応じた授業改善等を推進することにより、子どもたちの確かな学力の向上を図ります。

**基本施策4 健やかな体を育む教育の推進** ..... P62 ~ 63

体力の向上を図るため、各小中学校の体力向上プラン\*を基にした授業改善や日常的な運動習慣を身に付けさせる取組を行います。また、基本的な生活習慣の確立と食育の推進による健やかな体を育む教育の推進を図ります。

**基本施策5 環境教育の推進** ..... P63 ~ 64

持続可能な社会\*の構築のために、総合的な学習の時間の環境教育等を通して、子どもたちに、自然環境に対する責任と地域社会の一員としての自覚を促し、地域の課題解決や地域づくりに参画しようとする意識の向上を図ります。

**基本施策6 教育環境の充実** ..... P64 ~ 66

きめ細かな指導体制づくりに向けた教職員の確保や、教職員自らが専門性向上に取り組むための研修等の充実に努めるとともに、教職員の負担軽減の取組や、教職員がその能力を発揮できる働きやすい環境づくりに取り組みます。また、学校の統廃合やこれからの一貫教育を視野に入れた施設整備を推進するとともに、就学支援、教育支援体制の充実を図ります。



## 基本目標3

## 子どもたちを地域や学校で見守り育てる教育の推進

少子高齢化、人口減少など社会が大きく変化する中では、町民一人ひとりが、家庭の一員として、地域の一員として、社会の一員としての意識を高め、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことが大切です。

そうした本町を支える人材づくりを進めるにあたっては、社会全体の教育力の向上を図ることが必要なことから、次のような取組を進めます。

**基本施策1**      **いじめ・不登校の防止**      …………… P67～68

いじめや不登校の未然防止や早期対応に向けた教育相談体制等の整備・充実を図り、子どもたちの豊かな心を育みます。また、子どもや保護者が抱える問題や悩みの多様化・複雑化に対応できるよう、教育調整監のスキルアップを図ります。

**基本施策2**      **家庭・地域の教育力の向上**      …………… P68～70

「家庭教育学級」を開設するとともに、「家庭学習の進め方」の作成・配付、「みやざき家庭教育サポートプログラム\*」の活用等により、家庭の教育力の向上に取り組めます。また、地域と学校の連携体制を基盤として、民生委員・児童委員からのモニター報告や、地域ボランティアの協力による学校支援を実施することで、「地域力」を生かした教育環境の充実を図ります。青少年の健全育成については、学校外活動を通じた社会参加を促進するとともに、地域が一体となって青少年の非行や問題行動等に取り組む、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

**基本施策3**      **防犯教育及び防災教育の推進**      …………… P70～72

新燃岳噴火の経験を風化させず、防災への危機意識の啓発と自分の身は自分で守るという防災行動の理解の深化を図るために、学校・保護者・関係機関が連携しながら「新燃岳を考える日」の実践等を通じた防災教育及び避難訓練を実施します。また、各小中学校における交通安全教育や防犯教育を推進します。



**基本目標4**

**社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進**

子どもたちが生涯にわたり、急激に変化していく社会を生き抜くためには、学校教育において確かな学力を身に付け、自ら問題を見つけて解決しようとする力を育成するとともに、情報化に対応した教育や、価値観・生き方の多様性を理解・尊重できる心の育成が重要です。

また、乳幼児期からの発達段階に応じた質の高い教育・保育や、特別な支援が必要な子どもへの適切な支援が必要なことから、次のような取組を進めます。

**基本施策1 幼保小連携の推進** ..... P73

保育所（園）・認定こども園における教育・保育の内容の充実や、教職員・保育士の資質の向上に努めます。また、保育所（園）・認定こども園から小学校へのスムーズな接続が図られるよう、就学前相談や、就学支援についての説明会を実施するなど、幼保小及び保護者や地域との連携による子育て支援体制の充実などに取り組みます。

**基本施策2 情報化社会に対応する教育の推進** ..... P73～76

ICTを適切に活用する能力や情報モラルの向上に向けた教育を推進します。また、GIGAスクール構想に基づいた情報教育環境の整備に努めることで、家庭学習支援の充実や、授業の効率化を図ります。

**基本施策3 特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進** ..... P76～78

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かで専門性の高い教育を推進するとともに、小中学校等で障がいのある子どもが、実態や特性に応じた早期からの一貫した支援を受けることができるよう、多様な児童生徒に応じた支援体制の構築を図ります。また、特別な支援を必要とする子どもに限らず、児童生徒の問題行動に対しては、学校全体で取り組むポジティブな行動支援（スクールワイドPBS\*）が求められることから、その実践に向けた具体的な指導法等について検討を進めます。

**基本施策4 道徳教育の充実** ..... P78～79

各小中学校において作成している道徳教育全体計画を踏まえながら、道徳教育の充実に努めます。「特別の教科 道徳」においては、様々な資料・教材を活用しながら、問題解決及び体験的な学習等、物事を多角的・多面的に考えさせる工夫に取り組みます。指導方法や評価等については、共通理解・共通実践を促進するため、県と連携して研修を実施します。

**基本施策5 人権教育の推進** ..... P79～80

各小中学校において作成している人権教育全体計画を踏まえながら、全教育活動を通して人権教育を推進します。また、校内外研修の充実とともに、学校と家庭・地域及び県との連携並びに関係機関・関係団体等との協働による人権尊重の地域づくりに取り組み、一人ひとりが人権についての正しい知識を身に付け、相互に人権を尊重し合い、共に生きる社会づくりを目指します。





## 基本目標5

## 将来を担う人材を育む教育の推進

これからの社会を生きる子どもたちには、自立した一人の人間として力強くたくましく生き抜く基盤を育むとともに、グローバルな視野を持ちつつ、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献しようとする意識や意欲を持つことが大切なことから、次のような取組を進めます。

**基本施策1**      **ふるさと教育の推進**      …………… P81～82

ふるさと学習や体験活動の充実、地域人材や文化財の活用等を通して、子どもたちの地域に対する理解を深めるとともに、地域への関心を高め、ふるさとへの誇りや愛着を育む教育を推進します。

また、町の歴史に対する教職員の理解を深めるために、初赴任の教職員を対象とした史跡見学等の研修を実施します。

**基本施策2**      **グローバル化に対応する教育の推進**      …………… P83～84

各小中学校にALTを派遣し、実際にALTとコミュニケーションをとりながら外国語にふれることで、児童生徒が外国語に興味・関心を持ち、外国語力の向上を図るとともに、多様な言語、文化、生活、習慣などに対する理解を深め、国際感覚を養います。また、学校での安定した外国語教育に向けてALTの人材確保に努めるとともに、一貫教育の組織見直しに合わせた指導体制について検討します。

**基本施策3**      **キャリア教育の推進**      …………… P84～85

発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進や、ゲストティーチャーを招いた集会活動の実施、地域との連携による職場体験活動等の充実により、子どもたちに、将来に向けての目的意識や自立した社会人・職業人として必要な知識・技能や態度を身に付けさせます。また、進路指導については、各小中学校において計画的な進路相談を行い、適切な情報の提供や個に応じたガイダンスの充実に努めます。

**基本施策4**      **主権者教育・消費者教育の推進**      …………… P86

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決に必要な力を身に付けさせるため、主権者教育\*の充実を図ります。また、消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるようにするため、消費者教育\*の推進を図ります。





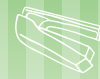
## 第4章

# 基本理念を実現するための施策項目

---

- 基本目標1 生涯を通じて学び、活躍できる社会づくり
- 基本目標2 新しい時代の教育に向けた環境の整備・充実
- 基本目標3 子どもたちを地域や学校で見守り育てる教育の推進
- 基本目標4 社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進
- 基本目標5 将来を担う人材を育む教育の推進





## 基本目標1 生涯を通じて学び、活躍できる社会づくり

### 基本施策1 主体的な生涯学習活動の促進

#### (1) 新しい「学びの場」の創出

##### ●現状と課題

高齢化の進行や人口の減少などの社会構造の変化とともに、情報化やグローバル化が急速に進行する現代においては、社会で求められる能力も高度かつ多様なものになってきています。

また、町民が健康で豊かな生活を営むことができるためには、その基盤となる正しい食生活や、健康に関する基礎的な知識を身に付けることが必要になります。

このような背景から、「学ぶこと」への関心が高まり、様々なニーズが生まれている中、本町ではこれまで子どもから若年、高齢者を対象としたスポーツや文化、自然散策などの学習機会や講座を提供してきました。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響による中止や延期もあり、全ての講座等を開催することはできませんでしたが、活動の推進に努めました。

##### ●今後の方向性

子どもから高齢者まで、各々が必要とする様々なニーズに対応した学習機会の提供を行うとともに、新しい「学びの場」を模索するなど、世代や障がいの有無を問わず、誰もが、いつでも、どこでも、学習に参加できるように努めます。

また、各個人が学習し、得られた経験や知識等が、社会で発揮できるような体制づくりに取り組みます。

##### ●施策の内容

- ア 生涯学習講座の内容充実
- イ 様々なニーズに対応した学習機会の提供

#### (2) 公民館等を拠点とした活動の充実

##### ●現状と課題

町民が生涯にわたる学びを通じ、自己実現する力や生き抜く力、地域の課題解決を主体的に担っていく力を身に付けるためには、地域づくりの活動拠点・学習拠点が必要です。

さらに、核家族化や過疎化の進行などにより、地域の教育力の低下やコミュニティの希薄化が懸念されていることから、地域の絆を再構築するためにも、課題の解決につながる学習活動等の充実を図る必要があります。

本町には、町民の豊かで健康な暮らしを担う施設として、また、地域コミュニティの核となる機能を併せ持つ施設として、中央公民館・図書室、自治公民館があります。これらを「学びの場」として活用し、利用を促進することで、地区住民の生涯学習への関心・実践意欲を高めています。

このほか、青少年の健全育成を図るため、共感・共汗・共働活動等の地域活動を活性化するとともに、地域の人材発掘・活用を積極的に推進しています。

●今後の方向性

地域の課題解決に取り組む学習や活動を促進するため、社会教育関係団体や企業等の連携を強化するとともに、指導者の養成・育成・確保に努めます。

また、地域の交流や学習活動及びコミュニティ活動の拠点となる各地区集会所、自治公民館などの整備・充実に努めます。

●施策の内容

- ア 自治公民館における「学びの場」づくり
- イ 地域の絆づくりの再構築
- ウ 共感・共汗・共働活動等の地域活動の活性化
- エ 社会教育関係団体や企業等の連携強化
- オ 各地区集会所、自治公民館等の整備・充実

(3) 「学んだこと」を生かせる体制づくり

●現状と課題

社会全体の持続的な教育力の向上にあたっては、町内に居住している様々な分野の知識や専門的な技術・技能を持つ方々を発掘し、生涯学習の指導者として育成・活用することが重要です。

さらに、町民の「学び」への意欲を高めるためにも、生涯学習講座等で学んだ成果を生かすことのできる活動機会を提供していく必要があります。

本町では、これまで生涯学習指導者の発掘・育成、そして、自身の意思で学んだ成果を社会に還元し、社会全体の持続可能な教育力の向上に貢献する「知の循環型社会」の構築を目指し活動してきました。

また、幅広い住民の参画により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動として、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進してきました。

●今後の方向性

今後も「知の循環型社会」を構築することで、新たな人材の発掘や指導者の育成に向けた体制づくりを図ります。

また、地域学校協働活動事業における、各種ボランティア活動支援内容の充実も目指します。

●施策の内容

- ア 生涯学習指導者の発掘、育成
- イ 「知の循環型社会」の構築による新たな人材発掘、指導者育成の体制づくり
- ウ 地域学校協働活動事業におけるボランティアによる支援内容の充実

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
生涯学習講座に参加した町民 (延べ人数)の割合	16%	11.5%	20%

## 基本施策2 読書活動の推進

### (1) 「子どもの読書環境整備」の推進

#### ●現状と課題

本町では、子どもの読書環境の整備を図るため、次の取組を行っており、図書室を利用する児童生徒数や読書量が増加するなど、一定の成果が出てきていると言えます。

- ①読み聞かせボランティアによる読み聞かせ活動
- ②学校司書による図書室の環境整備や読書推進活動、読み聞かせ活動
- ③学校図書室への新聞の配置

読み聞かせボランティアについては、学校との連携を密に行い、事業推進に努めています。

また、児童生徒の読書推進を図るため、学校司書のスキルアップ研修の実施と、図書室の環境整備に伴う他自治体の学校への訪問等を行いました。他自治体の学校への視察研修については、令和4年現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できていない状況にあります。

学校図書室の環境については、資料整備及び蔵書の更新と確保が必要です。

#### ●今後の方向性

引き続き学校と読み聞かせボランティアとの連携強化を図ります。

また、子どもたちの確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書などの活動を通じて子どもたちの豊かな人間性を培うため、学校司書の継続配置と読書推進活動に生かすスキルアップ研修の実施に加え、学校図書室の資料整備や蔵書の更新及び確保に努めます。

#### ●施策の内容

- ア 子どもたちが本にふれ合える機会の拡充及び多様な図書の導入
- イ 学校と読み聞かせボランティアの連携強化及び人材確保
- ウ 学校司書の継続配置とスキルアップ研修の実施
- エ 家庭における読書活動の推進
- オ 学校図書室の資料整備及び蔵書の更新と確保

### (2) 読書環境の整備充実

#### ●現状と課題

本町では、平成28年度に中央公民館内の図書室をリニューアルして以来、図書の更新や貸出・返却方法を利用者の視点から見直すなどの環境整備を行うとともに、毎年蔵書数増加の予算措置を行っています。

また、広報誌等を通じて新書やお勧めの書籍を紹介するなど、利用者が本に親しめる環境の充実に努めています。

学校司書が滞在する時間帯は、学校図書室を地域住民の総合的な学びの場として開放して地域住民と児童生徒との交流を促進し、児童生徒のより良い人間形成を図っています。

#### ●今後の方向性

中央公民館内図書室について、今後も図書更新や貸出・返却について、利用しやすいシステムを模索する等の環境整備を実施していくとともに、蔵書確保の予算措置や、町民への新刊図書等の周知に努めます。

また、「高原町子ども読書活動推進委員会」において、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

このほか、令和8年度の学校統合に向けて学校図書 of 整理を進めるとともに、児童生徒だけでなく地域住民も利用しやすい学校図書環境の整備に努めます。

●施策の内容

- ア 図書室の蔵書数の確保及び図書の町民への紹介
- イ 図書室への司書の配置による図書環境の充実
- ウ 学校図書室の地域住民への開放
- エ 学校統合に向けた学校図書の整理

(3) 図書室サービスの円滑な運営

●現状と課題

本町では、平成28年度より図書管理システムを導入し、本の円滑な貸出・返却や蔵書の検索等が容易に行えるようになるなど、サービスの向上を図っています。

また、県立図書館の本を本町図書室からも借りることができるマイラインや「やまびこ文庫」などのサービスを組み込むなど、利用者のニーズに即したサービスの提供ができるような取組も行っています。

●今後の方向性

図書管理システムの継続的な活用により、利用者に質の高いサービスの提供を図っていきます。

また、県立図書館のサービスであるマイラインや「やまびこ文庫」などのサービスについても引き続き提供していきます。

●施策の内容

- ア 利用者のニーズに沿ったサービスの提供
- イ 各種サービスや制度の周知

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 ※令和7年度 (目標値)
「学校図書館図書標準」を達成している学校数	5校	5校	2校 ※6校
児童生徒の1人あたりの読書冊数	小学校 49冊 中学校 2冊	小学校 56冊 中学校 39冊	小学校 60冊 中学校 50冊
学校図書室延べ一般利用者数	0人	3人	100人
中央公民館図書室蔵書数及び延べ貸出人数	6,551冊 617人	10,596冊 1,236人	13,000冊 1,500人

※「学校図書館図書標準」を達成している学校数の令和9年度(目標値)は、学校統合のため、2校に設定しています。





## 基本施策3 文化の振興

### (1) 文化芸術団体及び伝統芸能保存団体の活動支援

#### ●現状と課題

町民が心豊かで、文化的な暮らしを送るためには、「文化の振興」を図ることが重要です。

そのため、本町においては、文化の振興を進めていくために、高原町文化連盟や文化芸術団体に対し活動の場や発表機会を提供するなど、様々な形での支援を行っています。

また、町内には「高原の神舞<sup>たかはる かんめ</sup>＊」をはじめ、多くの伝統芸能保存団体があり、その継承活動が各学校において行われています。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、各種団体の活動の場などが大きく減少しましたが、町独自の文化を守り育てていくためにも、活動への支援を充実していく必要があります。

#### ●今後の方向性

引き続き、文化芸術団体や伝統芸能団体が気兼ねなく活動でき、文化の振興を図れるように、各種団体を支援していきます。

#### ●施策の内容

- ア 文化芸術団体及び伝統芸能保存団体の支援
- イ 後継者不足等の課題解決に向けた対応

### (2) ふるさとの歴史と歴史的遺産についての学びの充実

#### ●現状と課題

子どもたちの高原町の文化や歴史等への関心を高め、ふるさとの良さに気づいてもらうために、高原町一貫教育の交流学习において「ふるさと教育」を取り入れ、町の歴史めぐりや、本町に伝承する神話や歴史、遺跡発掘調査に伴う出土遺物の紹介等を行っています。

町民全般を対象とした歴史講座等を実施するほか、各種機会を通じて本町の歴史や文化への理解・関心を深める活動を行っていますが、機会が不足している現状にあります。

#### ●今後の方向性

子どもたちがふるさとの良さに気づいたり、町民一人ひとりが本町の文化や歴史への関心を高め、郷土愛を持てるよう、引き続き、少しずつでも本町の歴史等にふれる機会を作っていきます。

#### ●施策の内容

- ア 歴史及び歴史的遺産にふれる機会の拡充
- イ 郷土愛を高める体制づくり

### (3) 文化財保護の充実と有効活用

#### ●現状と課題

本町には、国重要無形民俗文化財である「高原の神舞」をはじめ、後世に引き継いでいかなくてもならない貴重な文化財が数多く残されています。一方、まだあまり知られていない貴重な文化財もあると考えられることから、今後、更に調査研究を行う必要があります。

本町では、「高原の神舞」(狭野神楽保存会及び祓川神楽保存会)への支援を行うとともに、各小中学校や日本発祥地まつり等で文化財資料等の展示を行い、文化財の活用に努めているとこ



ろですが、町文化財の新たな指定については平成23年以降行われていません。

ふるさとの宝である文化財について、更に町民に周知を図り、その保存・管理と展示・活用に取り組むとともに、文化財を地域で継承する仕組みづくりに努めることも必要です。

●今後の方向性

「高原の神舞」への支援を引き続き行っていくとともに、新たな文化財の掘り起こし及び町文化財の指定等の保存に力を入れていきます。

また、多くの町民が少しでも文化財にふれられるような機会の充実を図ります。

●施策の内容

- ア 文化財保護調査委員\*と協力した指定・登録の推進
- イ 文化財保護法に基づいた文化財の周知と保存
- ウ 文化財の保存・管理と展示・活用
- エ 新たな文化財の掘り起こし

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
文化連盟加盟団体数	11団体	10団体	11団体
伝統芸能保存団体数	7団体	6団体	7団体
文化財指定・登録件数	12件	12件	14件

基本施策4 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの推進

●現状と課題

町民が生涯にわたり、健康でいきいきとした生活を営むためには、気軽にスポーツを楽しめる機会を設けることが重要です。

本町では、高原町スポーツ推進委員連絡協議会を中心に、健康増進や体力づくりはもとより、スポーツの楽しさを伝えることを目的としたスポーツ教室を開催するなど、町民が元気になる事業の推進に努めています。

●今後の方向性

スポーツ推進委員や各種スポーツ団体等との連携を図りながら、スポーツ教室やレクリエーション等を積極的・継続的に推進し、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできるような環境づくりに努めることで、町民みんなが健康で生きがいを持ちながら豊かに暮らせるまちを目指していきます。

**●施策の内容**

- ア 積極的・継続的なスポーツ教室及びレクリエーションの開催
- イ ニュースポーツ等の導入

**(2) 競技スポーツの普及・啓発****●現状と課題**

本町では、高原町スポーツ協会を中心に、各競技の県民総合スポーツ祭への出場や、スポーツ協会長杯の大会を開催するなど、各競技の普及、啓発に努めています。

また、「高原町スポーツ賞」において、全国大会等で上位の成績を収めた個人や団体を表彰することにより、競技力向上への気運醸成を図っています。更なる競技スポーツの振興にあたっては、各種競技団体等の育成・強化・相互の協力体制づくりを推進していく必要があります。

**●今後の方向性**

高原町スポーツ協会を中心に、県民総合スポーツ祭への出場や、スポーツ協会長杯の大会を開催するなど、各競技の普及、啓発に努めていきます。

また、引き続き「高原町スポーツ賞」において個人や団体を表彰し、競技力の向上を図っていきます。

**●施策の内容**

- ア 競技スポーツの普及、啓発の推進
- イ 各種競技団体等の育成・強化・相互の協力体制の推進

**(3) 各種スポーツ合宿・スポーツイベントの誘致****●現状と課題**

本町で開催されるスポーツイベントや、スポーツ合宿に訪れる人たちが増えれば、気軽にスポーツを楽しむ気運が盛り上がりと考えられることから、本町ではこれまで高原町スポーツ・文化活動団体等誘致推進協議会の下、スポーツ大会の開催や合宿実施団体への宿泊支援、選手支援を行ってきました。その結果、令和元年度までは一定の効果がみられましたが、令和2年度に高原町スポーツ・文化活動団体等誘致推進協議会が解散してからは、スポーツ大会の誘致等については実施できておらず、現在、総合運動公園を指定管理制度に移行し、新たな誘致方法を検討しているところです。

**●今後の方向性**

指定管理制度を導入した総合運動公園については、町民の健全な余暇活動、健康増進を図る事業のほか、スポーツを通じた合宿誘致やスポーツイベント等の開催など、観光面とも連携しながら経済波及効果を高める事業の充実を図っていきます。

**●施策の内容**

- ア 各種スポーツイベントや講演会など関連イベントの開催
- イ 各種スポーツ団体の合宿の受入体制の充実
- ウ スポーツ大会の新たな誘致方法の検討
- エ 経済波及効果を高める事業の充実

## (4) スポーツ施設の整備充実

### ●現状と課題

町民が生涯にわたって体育・スポーツに親しみ、健康の保持・増進と体力づくりを図って豊かな人生を送るためには、スポーツ施設の整備充実が欠かせません。

本町の既存施設はいずれも老朽化が進み、抜本的な整備が必要な状況にあるため、町民が安全で快適に利用できるよう、体育施設の計画的な整備を図る必要があります。

### ●今後の方向性

町管理の体育館をはじめ、中央運動公園や指定管理制度を導入した総合運動公園等の社会体育施設の適切な維持管理や長寿命化に向けた取組を推進し、施設の利用促進に努めていきます。

### ●施策の内容

ア スポーツ施設の計画的な整備

## (5) 指導者の養成及び確保

### ●現状と課題

スポーツに親しむ町民を増やすためには、指導者を養成することが必要です。スポーツ少年団や中学校の部活動において外部指導者を活用するだけでなく、レクリエーションスポーツの指導者の養成を積極的に行い、より多くの町民がスポーツに参加できる環境づくりを進める必要があります。特にスポーツ少年団、部活動については、「スポーツを手段とした人間形成」という目的に沿った指導の徹底が求められています。

指導者の養成及び確保については、目に見える成果を創出する取組はできていませんが、部活動指導員を活用するなど、今後につながる事業実施を行いました。

### ●今後の方向性

スポーツ推進委員や各種スポーツ団体等との連携の強化を図るとともに、スポーツ指導員や各種インストラクターの養成に努めていきます。

また、競技スポーツの普及・啓発をはじめ、競技力向上はもとより、体力づくり、人間性の向上など総合的なレベルアップにつながる指導者の養成に努めていきます。

### ●施策の内容

ア 指導者の養成

### 《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
高原町スポーツ協会(高原町体育協会)加盟団体数	12団体	14団体	14団体
生涯スポーツに係るスポーツ教室開催回数(年間)	26回	14回	30回
指導者養成者数		0人	3人



## 基本目標2 新しい時代の教育に向けた環境の整備・充実

### 基本施策1 地域に開かれた学校運営の実施

#### (1) 地域に開かれた学校づくりの推進

##### ●現状と課題

本町では、学校が自らの教育活動や学校運営の取組について学校評価を行っています。学校は、保護者や地域住民から評価を受け、その結果を公表することにより、信頼される学校づくりを目指しています。各学校の学校評価については、オープンスクールを実施したり、地域の学校活動に貢献していただいている住民の代表者からなる学校評議員（学校運営協議会委員）に意見を求めたりするなどして、教育活動の検証・改善に取り組んでいます。

また、ホームページや「学校便り」等によって、全ての学校で日常的に保護者や地域に向けた情報発信を行っています。

##### ●今後の方向性

今後も保護者と地域住民からなる学校評議員の意見を取り入れ、学校の自主性、自立性を確立し、各学校の特色ある学校づくりの推進を図ります。

また、地域に開かれた学校づくりにあたっては、地域・学校・家庭の密接な連携・協働が必要であるため、学校運営協議会及び地域学校協働本部の一体的な推進について、国や県、近隣市町の動向を注視し、検討していきます。

##### ●施策の内容

- ア 外部評価を参考に行う教育活動の検証・改善
- イ 教育活動に関する情報発信の継続実施
- ウ オープンスクールの実施

#### (2) 地域との協働による学校運営の実施

##### ●現状と課題

本町では、地域学校協働活動事業の地域コーディネーターを中心に、学校支援ボランティアがあいさつ運動や奉仕活動等といった学校の教育活動に積極的に参画しています。これにより、学校の教育活動が充実し、そのことが地域住民の活躍の場づくりや生きがいにつながっています。

##### ●今後の方向性

今後も計画的な地域コーディネーターの養成と学校支援ボランティアの確保に努めます。

また、学校運営協議会及び地域学校協働活動本部の一体的な推進について、国や県、近隣市町の動向を注視しながら検討します。

##### ●施策の内容

- ア 地域学校協働活動本部事業を活用した地域住民による学校支援体制の確立
- イ 計画的な地域コーディネーターの養成と学校支援ボランティアの確保

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
オープンスクール実施延べ日数	9日	23日	25日
あいさつ運動延べ参加者数	1,600人	502人	1,600人

基本施策2 高原町一貫教育の確立

(1) 高原町の一貫教育の推進

●現状と課題

本町では、高原町の学校教育目標「未来を創る心豊かでたくましい高原っ子の育成」の具現化を目指して、高原町の一貫教育を推進しています。各学校の代表から構成される企画実行委員会が、下記の4点についての推進事項の調整、研修内容の企画等を行います。

- ①子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた力を身に付けさせるために、小中学校の全教職員が「知・徳・体」の観点から設定された部会に分かれて、計画的な取組・授業研究会を実施する。
- ②子どもたちの切磋琢磨する力の育成、コミュニケーション能力の育成、小規模校では実施できない教育活動の実現のために、小小連携・中中連携を実施する。
- ③将来、地域の発展に貢献しようとする人材を育てるために「高原子ども未来議会」を実施する。
- ④家庭との連携を図った学力向上や家庭の教育力向上を図るために「一貫教育保護者部会」を実施し、教職員や子ども、保護者が一体となった取組を進める。

国や県からの学力向上、GIGAスクール構想の具現化、働き方改革に加え、教職員のニーズ等を踏まえた一貫教育の在り方が課題となっています。

●今後の方向性

今後、学校統廃合に係る高原町小中一貫教育校準備委員会の設置等も視野に入れて、一貫教育の在り方を検討していく必要があります。

●施策の内容

- ア 一貫教育研修の内容の拡充・定着
- イ 国及び県の動向や高原町小中一貫教育校準備委員会の設置等を視野に入れた一貫教育の在り方の検討

(2) 小中連携（「学力向上・ふるさと教育・教育支援・健康教育」部会の取組推進のための組織）の推進と小中一貫教育

●現状と課題

本町では、これまで小中学校の全教職員が「知育」「徳育」「体育」の3つの部会に分かれ、各部会の目指す姿の実現に向けた取組や授業研究会を推進してきましたが、取組事項の整理を行っ

たことで、令和3年度からは「学力向上部会」「ふるさと教育部会」「教育支援部会」「健康教育部会」の部会の再編を行いました。今後、必要に応じて年度ごとに部会の見直しを行いながら実施していきます。

- 学力向上部会 : 進んで授業に参加し、確かな学力をもち、自己表現ができる児童生徒
  - ふるさと教育部会 : 規範意識を身に付け、他を思いやり、ふるさとを愛する児童生徒
  - 教育支援部会 : ユニバーサルデザインの支援を生かした全ての児童生徒にとって、分かりやすく、学びやすい環境の確立
  - 健康教育部会 : 児童生徒に健康で安全な生活習慣を身に付けさせるための連携啓発
- 限られた各部会の研修となるため、取組事項の焦点化、重点化が課題となっています。このほか、幼保小の連携の在り方も課題となっていることから、認定こども園・保育所(園)と小学校との連携に向けた具体的な取組を推進していく必要があります。また、授業研究会を通して、児童生徒の「ふるさとに誇りをもち、ふるさとを愛する心」、「確かな学力及びコミュニケーション能力」、「夢をもち自己実現できる能力」、「健康・安全な生活習慣能力」といった資質・能力を育みます。さらに、教職員同士の切磋琢磨による更なる指導力の向上を目指します。

#### ●今後の方向性

今後は、高原町小中一貫教育校準備委員会の設置も見据えつつ、各部会の内容を検討していきます。

#### ●施策の内容

- ア 各部会の取組事項の焦点化・重点化
- イ 認定こども園・保育所(園)・小学校の連携強化
- ウ 部会の取組事項に係る授業研究会の推進
- エ 高原町小中一貫教育校準備委員会の設置を見据えた、各部会の内容の検討

### (3) 小小連携及び中中連携部会(交流学习年2回実施等)の取組の推進

#### ●現状と課題

学校規模が異なる学校間の交流により、児童生徒を多様な考えや価値観にふれさせることで、個々の考えを深く掘げ、更なる切磋琢磨を促すとともに、コミュニケーション能力の育成を図ります。さらに、小規模校では実施できない授業や集団活動、集団競技等を小小連携・中中連携で実行します。近年では、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、実施方法を工夫したり、規模を縮小して実施した年度もありました。

交流学习には、教科指導とふるさと学習を位置づけ、教職員相互の指導力向上を図るとともに、「高原町ふるさと教育の手引(改訂版)」に基づいてふるさと学習の確実な実施に努めています。

小小連携及び中中連携は、児童生徒を多様な考えや価値観にふれさせ、コミュニケーション能力等の育成を図る上での成果がありますが、ICT活用といった時代のニーズに合った実施形態の工夫も考えていくことが課題でもあります。

#### ●今後の方向性

今後、企画実行委員会やアンケート内容を踏まえて総合的に検討していく必要があります。

#### ●施策の内容

- ア 「高原町ふるさと教育の手引(改訂版)」「高原町ふるさと学習テキスト」を活用したふるさ

と教育の充実

- イ 児童・生徒・教職員全てに学び合いのある小小連携・中中連携の実施
- ウ 小小連携・中中連携について時代のニーズにあった形での実施形態の検討

#### (4) 高原子ども未来議会の取組の推進

##### ●現状と課題

本町では、これまで高原町一貫教育の一環として、将来、地域の発展に貢献しようとする人材を育てるために、平成30年度まで年2回の「高原子ども会議」を開催してきました。令和元年度からは「高原子ども未来議会」と会を改め、ふるさと町づくりについて考えることに重点を置きながら、次のような力を育成するように努めています。

- 子どもたち自身に、ふるさと高原のよさに気付かせ、自信と誇りをもって「よりよい町づくり」のために、自分たちができることを考え、行動できるようにする。
- 今の自分たちの学校生活(生活態度や学習態度等)を見つめ直し、行動できるようにする。
- 高原町議会(行政)に対する関心、理解を深めるようにする。

近年では、新型コロナウイルス感染防止対策のために中止した年度や、規模を縮小して実施した年度もありました。

##### ●今後の方向性

高原子ども未来議会の質問や提言を整理する事前指導の在り方や、実施回数、参加人数、実施形態等について検討していきます。

##### ●施策の内容

- ア 高原子ども未来議会の充実
- イ 「高原子ども未来議会」の提言や質問の町民への発信

#### (5) 一貫教育保護者部会の取組の推進

##### ●現状と課題

一貫教育(小中連携、小小連携、中中連携)の周知徹底を行うとともに、学校と保護者、地域が一体となり、高原町の学校教育目標の具現化を図るための一貫教育保護者部会の取組を推進します。一貫教育保護者部会は、各学校の保護者代表、教職員及び町教育委員会職員の参加により、これまで年3回開催してきましたが、近年では新型コロナウイルス感染防止対策のために中止したり、規模を縮小して実施した年度もありました。

「知・徳・体」に係る実践項目を決め、取組についてのアンケートを実施したり、学級懇談等で議題にあげたりすることで、取組の周知を図っています。

一方、共働き世帯の増加、価値観の多様化等の保護者の実態から、取組についての保護者への周知や、保護者の意識高揚が課題となっています。

##### ●今後の方向性

学校と家庭との連携が充実するよう、実践項目の内容等について検討していく必要があります。

##### ●施策の内容

- ア 学校教育目標の具現化に向けた保護者への啓発
- イ 実践項目の内容の検討及び周知・徹底
- ウ 家庭における読書活動の推進(P49再掲)



## 《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
小中連携、小小連携、中中連携による交流学習実施回数	18回	14回	18回
高原子ども未来議会（高原子ども会議）実施回数	2回	1回	1回

## 基本施策3 確かな学力を育む教育の推進

## (1) 小・中学校の一貫した指導体制の確立

## ●現状と課題

本町では、一貫教育推進プランに基づき、小・中学校の一貫した指導体制を確立するために、これまで「知育・徳育・体育」部会の組織を生かした授業研究会を設定し、各部会等の研究内容について授業を通して検証するとともに、指導方法の改善に努めてきましたが、組織改編により、令和3年度からは「学力向上」と「ふるさと教育」、「特別支援教育」に焦点化した授業研究会を実施しています。

限られた各部会の研修となるため、取組事項の焦点化、重点化が課題となります。

## ●今後の方向性

児童生徒や教職員が切磋琢磨する交流授業（小小連携や中中連携）の充実と、小・中連携の授業研究会の成果を日々の授業改善に生かした取組が重要であることから、今後、企画実行委員会やアンケート内容を踏まえて総合的に取組を検討していく必要があります。

## ●施策の内容

- ア 「学力向上」と「ふるさと教育」、「特別支援教育」に焦点化した小・中連携の授業研究会の実施
- イ 授業力向上のための研修会（大学教授等の招聘）の実施
- ウ 小小連携や中中連携の交流授業を通じた児童生徒や教職員間の切磋琢磨する気運の醸成

## (2) 教職員評価制度を活用した教職員の資質向上

## ●現状と課題

確かな学力向上を実現させるためには、高原町教育基本方針に基づいた学校経営方針の確認、学力向上に向けた方策の確認が必要です。そのため、年度当初に全ての学校が教育目標・方針を設定しています。5月には「学校経営ビジョンミーティング（校長対象）」と「学力向上ミーティング（教頭対象）」を開催し、教職員の評価シート等を活用しながら学校の教育方針等を確認しています。

確かな学力を育む教育の推進のためには、授業力等の教職員の資質向上が不可欠であることから、教職員評価制度を活用し、「教職員一人ひとりの能力開発と人材育成」「組織マネジメントの向上」「評価結果のフィードバックと活用によるやる気の向上」の視点から、日々の観察に基づ

いた的確な評価とフィードバックを行っています。

また、本町においては学力向上に係る授業改善が喫緊の課題であることから、授業力アップ期間を設け、授業力アップ表を活用しながら振り返ることができるようにしています。

このほか、教職員の課題意識を反映した研修や、主体的に参画する研修の在り方が課題となっています。

●今後の方向性

今後、県の研修とのバランスを考えながら主体的に参画できるような研修を検討していく必要があります。

●施策の内容

- ア 人材育成を意図した教職員の意欲を高める評価・フィードバックの実施
- イ 各学校における教職員評価制度及び授業確認表を生かした人材育成
- ウ 各種研修会の在り方の検討（OJT\*研修会の充実）
- エ 授業力アップ表の活用による授業改善（年間計画によるホップステップジャンプ）

（3）主体的・対話的に深く学ぶ力の育成

●現状と課題

「学びへの意識を高める学習規律の徹底」を小中学校での共通理解・共通実践として取り組んできました。児童生徒が互いに教え合う「学び合い」の授業スタイルにおいては、授業の中で、「学び合い」の場面を設定し、一人ひとりの児童生徒が書いたり、話し合ったりする学習を保障し、自己表現力を身に付けることを目指しています。

また、子どもが「生きて働く力」を身に付けるには、「何のために学ぶのか」「どのように学ぶか」ということを子ども自身が意識しながら学ぶこと、そして、学びと人生や社会の在り方を結び付けて理解を深めることが必要となります。このような質の高い学びを実現するために、授業改善の視点として、「主体的」「対話的」「深い学び」を指導過程に位置づけていくことが大切です。

令和3年度からは、「何のために学ぶのか」、「どのように学ぶか」ということを子どもが意識できる指導を行っていくことを念頭に、県の「授業改善の4+4チェックポイント\*」やICT教育の充実に焦点化した授業づくりに取り組んでいます。

一方、教職員における一貫教育の共通理解・共通実践の取組への個人差が課題となっています。

●今後の方向性

ICT教育の推進といった国や県の要請を踏まえて、授業づくりのポイントを整理していく必要があります。

●施策の内容

- ア 授業の充実（授業確認表を基盤にした高原授業スタイルの確立）
- イ 学びへの意識を高める学習規律の徹底
- ウ 主体的な学びにつながる（学ぶ意義を実感できる）学習課題の設定
- エ 対話的な活動を深い学びにつなげることのできる指導過程の工夫
- オ 学びを生かす場の設定と定着の工夫
- カ 「授業改善の4+4チェックポイント」やICT教育の充実に焦点化した授業づくり



#### (4) 基本的な学習態度の確立

##### ●現状と課題

授業中の「発表の仕方や聞く態度」、「協力による学び合い」や「ノートの使い方」等の学習の技能は、学ぶ力の基礎・基本です。これらを児童生徒に身に付けさせ、自ら学ぶ習慣の定着を図る必要があります。

本町では、一貫教育での学習規律の確立を目指し、①話す人を見て聴く、②「はい」と返事をして発表する、③最後まではっきり聞こえる声で話すことを全教職員の共通理解・共通実践として取り組んでいます。

また、立腰指導<sup>りつよう</sup>\*を発達段階に応じて実施することは、学習への集中力の強化だけでなく、健康増進にもつながっています。

一方、児童生徒の実態の多様化で、一斉の指導になじまない、教職員の学習規律に対する考え方の違いなどが課題となっています。

##### ●今後の方向性

今後、特別支援教育の視点から学習規律について検討していく必要があります。

##### ●施策の内容

- ア 基本的な学習態度の育成に対する全教職員の共通理解・共通実践の推進
- イ 立腰指導の徹底

#### (5) 個に応じた指導の充実

##### ●現状と課題

本町では、学習内容の確実な定着を図り、個性を伸ばす教育を一層充実させるために学びの確認や振り返りを行い、「個に応じた指導」を推進しています。

また、「全国学力学習状況調査\*」や「みやざき小中学校学習状況調査」、「高原町学習状況調査」による一人ひとりの学習状況の把握・分析を踏まえた授業改善や、的確な個別指導を推進しています。

一方、児童生徒の学習状況に応じた個別指導の時間や、午前5時間制及び朝の時間等の教育課程の見直しなどが課題となっています。

##### ●今後の方向性

今後、1単位における習熟・定着の時間の設定、組織的な個別指導の時間の設定の在り方などについて検討する必要があります。

##### ●施策の内容

- ア 「個に応じた指導」の実施に向けた学習時間の確保
- イ 教育課程及び「個に応じた指導」における時間設定の検討



## (6) 重点支援校指定（要請訪問）による授業改善及び学力の向上

### ●現状と課題

授業改善を目的として、平成28年度から重点支援校訪問（要請訪問）を実施しています。重点支援校訪問（要請訪問）では、特に支援が必要な学校を重点支援校（要請訪問）として1校程度選定し、年3回程度の学校訪問で課題の解決に向け、指導・助言を行ってききましたが、授業改善に対する教職員の意識の継続化等が課題となっています。

### ●今後の方向性

今後、宮崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と連携を図った学校支援を継続して充実させていくとともに、校内OJTや主題研究会の在り方等を含めて検討していく必要があります。

### ●施策の内容

- ア 県教育委員会との連携による重点支援校（要請訪問）の課題解決に向けた取組の継続
- イ 校内OJTや主題研究会の在り方の検討

### 《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
一貫教育各部会の授業研究会実施回数	7回	7回	7回

## 基本施策4 健やかな体を育む教育の推進

### (1) 体力向上に向けた取組の推進

#### ●現状と課題

昨今、スマホやゲーム等の環境変化により子どもたちの体力の低下が懸念されており、さらに、新型コロナウイルス感染防止対策で、児童生徒の運動量にも影響が出ています。

スポーツテストの結果、本町の子どもたちの体力は、全体的には全国平均程度ですが、運動する子どもとそうでない子どもの二極化という傾向がみられるようになっています。

各学校の実態に応じた体力向上への取組の実施のほか、全員が意欲的に参加できる体育授業の工夫や、日常的に楽しく運動習慣を身に付けさせる工夫などが課題となっています。

#### ●今後の方向性

今後、学校の体力向上プランのPDCA\*の在り方、家庭でできる取組やスポーツ少年団の活動、部活動地域移行も含め、国や県、近隣市町の動向を注視していく必要があります。

#### ●施策の内容

- ア 各小中学校における体力向上プランの計画的・継続的な実践
- イ 運動の日常化を図り、体力を向上させる取組の推進（外遊びガイドブックの活用等）

## (2) 学校給食の充実及び食育の推進

### ●現状と課題

安全で安心な学校給食の実施及び「地産地消」への取組として、地元の食材を使った美味しく栄養価の高い給食の提供に努めています。

また、食の安全を確保するため、定期的に食材検査や給食施設の清掃、厨房機器の点検を実施しています。

このほか、栄養教諭や養護教諭が中心となり、基本的な食生活習慣を身に付けることなど、学校における食に関する指導を推進しています。学校では子どもたちが食に関する正しい知識と食習慣を身に付けることができるよう、給食年間指導計画の作成と給食指導の推進を行っています。行事計画には、栄養と食事改善を図る基礎調査としての栄養調査の実施のほか、保護者を対象とした給食参観と給食試食会の開催、給食調理員への感謝の気持ちを伝える給食感謝週間や、児童生徒が自ら栄養のバランスや量を考えて作った献立で弁当を作る「弁当の日」を設けるなど、親子で食について考える機会を提供し、食育の推進を強化しています。

一方、児童生徒を取り巻く食生活の変化により、個に応じた食に関する指導が課題となっています。

### ●今後の方向性

今後、家庭と連携した食に関する指導について検討していく必要があります。

また、子どもたちが食について正しい食生活の習慣を身に付け、健康の増進を図るために、引き続き食育に関する行事計画の作成と指導を徹底するとともに、適正な衛生基準に基づいた給食施設の管理を実施していきます。

### ●施策の内容

- ア 学校における食に関する指導の推進
- イ 「安全・安心」な学校給食の提供

### 《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、平均値が県水準以上の調査項目の割合	50%	59%	60%
子どもたちが作る「弁当の日」の延べ実施回数	14回	6回	14回

## 基本施策5 環境教育の推進

### (1) 家庭や地域との連携による環境教育の推進

#### ●現状と課題

持続可能な社会の構築のためには、家庭や地域と連携しながら、自然環境に対する責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や環境問題解決に向けた意識醸成を図る教育を推進する

必要があります。

本町では、学校によってはペットボトルキャップの回収や牛乳パックの再利用を目的とした環境に優しい取組を行っており、また、総合的な学習の時間の環境教育として、地域の公民館や御池などの清掃活動も行っています。

一方、高原子ども会議が実践事項として掲げていた「ごみ拾い運動」（呼称：ごみゼロ運動）については、高原子ども会議がなくなったことに伴い、取組への意識が低下しています。

また、小学校の午前5時間制導入に伴うボランティアの時間設定が課題となっています。

●今後の方向性

これまでは高原子ども会議でボランティア活動を維持してきたため、今後は代替え機関の設定等を含めてボランティア活動の整理を行う必要があります。

●施策の内容

- ア 家庭教育学級で環境に関する講話や研修の実施
- イ 地域学校協働活動での取組の推進
- ウ 総合的な学習の時間や教科等との関連を図った環境教育の充実

基本施策6 教育環境の充実

(1) きめ細かな指導体制の充実

●現状と課題

児童生徒数の減少による、複式学級の編制や教職員不足などの課題が、学校運営に大きく影響してきています。

そのような中で、本町では複式指導の解消及びきめ細かな指導体制づくりや、特別支援教育の充実、教職員や学校現場の負担軽減を図るため、町雇用の会計年度任用職員として学習指導充実推進教員及び特別支援教育支援員を配置しています。

さらに、平成28年度からは学校図書室の環境整備を図るため、2名の学校司書を配置し、読書活動の充実に努めています。

人材確保に係る募集については、ホームページの活用や職業安定所と連携するなどして広く周知しています。また、現職の教職員に対しては常に変化する教育と社会情勢に対応できる資質の向上を目的とした研修会を実施しています。

●今後の方向性

今後も少子化に伴う複式学級の編成等により、教職員の負担増が予測されます。町教育委員会では、学校の先生が児童生徒と向き合う時間を確保できる体制づくりを促進していくため、教職員支援の充実と教育に優れた人材の確保に努める必要があります。

また、教職員の更なる資質向上を目指し、人材育成に係る取組の推進が必要です。

●施策の内容

- ア 学習指導充実推進教員・特別支援教育支援員・学校司書の人材確保
- イ 学習指導充実推進教員・特別支援教育支援員・学校司書の資質向上
- ウ 教職員不足による学校現場の負担軽減に向けた対応



## (2) 学校の施設・設備の整備充実

### ●現状と課題

児童生徒の安全確保及び学校運営への影響等を考慮しながら、年次計画どおりに学校施設の修繕を行ってきました。

また、学校施設の老朽化が激しいため、突発的な修繕を要することもありましたが、日常的な点検を行い、学校施設の現状を把握しながら、児童生徒が安心して教育を受けられるように環境整備を行っています。

### ●今後の方向性

引き続き、学校の施設・設備の整備充実に努めます。

また、高原町学校規模適正化基本方針にて町内の小中学校の統合方針が示されたため、令和8年4月の学校統廃合及び小中一貫教育校（義務教育学校）を視野に入れつつ、ICTの普及・推進や感染症対策を踏まえ、時代に適合した施設整備を行います。

### ●施策の内容

- ア 学校施設整備（工事・修繕）に係る年次計画の作成及び実施
- イ 非構造部材の耐震化及び長寿命化
- ウ 学校施設の改築に向けた検討

## (3) 就学支援の充実

### ●現状と課題

就学援助制度は、学校教育法第19条に基づき、全ての子どもたちに教育を受ける権利を保障するという理念の下に、経済的な理由により就学が困難な児童生徒を持つ保護者に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、一定の援助を行う制度です。

本町では毎年就学時検診の際、保護者に対し説明会を開催し、就学援助制度の案内を行っています。在校生の保護者については、翌年度の就学援助認定に係る希望調査を行っています。

### ●今後の方向性

全ての子どもたちの義務教育を受ける権利を保障するという理念に基づき、援助を必要としている子どもを持つ保護者が就学援助制度を認知できるよう、引き続き周知の徹底に努めます。

### ●施策の内容

- ア 就学援助制度の周知
- イ 就学援助認定に係る希望調査の実施

## (4) 高原町育英資金、教育ローン提携

### ●現状と課題

本町では、高校、高等専門学校、専修学校、各種学校、短大、大学に在学する生徒又は学生で、経済的理由により修学が困難な方に対し、育英資金の計画的な貸付を行っています。

また、九州労働金庫と提携して高原町教育資金融資制度（高原町提携教育ローン）を実施し、高等学校、大学等への進学に必要な教育資金の融資を行っています。

これらの制度については、広く周知するため、町ホームページや町広報に詳しい内容を掲載し、情報発信を行っています。

毎月の返済が確認できない方については、納入を促す督促状の送付や電話での聞き取りを行っています。

●今後の方向性

経済的理由により修学が困難な方々に対し育英資金の周知を行い、幅広い世代に活用していただくよう努めます。

また、育英資金の返済が遅れている滞納者については、督促状の送付及び電話や自宅への訪問等により、確実に計画的な返還を求めていきます。

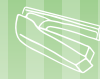
●施策の内容

- ア 育英資金及び教育ローンの周知
- イ 確実な返済を促すための対応

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
学校司書数	2人	2人	3人
学習指導充実推進教員等の研修会への延べ参加回数	14回	16回	18回





## 基本目標3 子どもたちを地域や学校で見守り育てる教育の推進

### 基本施策1 いじめ・不登校の防止

#### (1) 高原町いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止のための取組の推進

##### ●現状と課題

本町では、学校におけるいじめの未然防止、早期発見に努めています。具体的には、いじめや不登校等、気になる状況を町教育委員会で把握し、町教育委員会設置の「育みの会\*」での学校の状況報告及び対応を協議しています。「育みの会」は毎月1回実施しており、臨床心理師やスクールソーシャルワーカー\*、スクールサポーター\*（警察官OB）、本町町民福祉課等の専門の立場から協議をしています。

学校においては、日常的な児童生徒の観察、アンケート調査やあらゆる機会をとらえた教育相談の実施、地域・学校・家庭が連携した情報の共有化に努めています。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、各小中学校における相談体制の充実を図っています。

##### ●今後の方向性

いじめはいつでも、どこでも起こり得る可能性があることを認識し、常に危機意識を持って取り組む姿勢が重要であるため、今後も学校と町教育委員会、専門家等との連携を強化し、「育みの会」の効果的かつ継続的な実施に努める必要があります。

また、教職員に向けた研修等を活用し、「高原町いじめ防止基本方針」及び各小中学校の「いじめ防止基本方針」に基づく生徒指導の充実を図っていく必要があります。

さらに、子どもが現在起きている危機的状況、あるいは今後起こり得る危機的状況に対応するために適切な援助希求行動ができるように、そして、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるように、「SOSの出し方に関する教育\*」に取り組めます。

##### ●施策の内容

- ア 学校と町教育委員会の連携強化
- イ 「高原町いじめ防止基本方針」及び各小中学校における「いじめ防止基本方針」に基づく生徒指導の充実
- ウ SOSの出し方に関する教育の実施

#### (2) 子どもや保護者が抱える問題や悩みに対応する教育相談体制の充実

##### ●現状と課題

本町では、子どもや保護者が抱える問題や悩みの多様化に対応するため、令和3年度から町教育委員会の教育相談員を教育調整監とし、2名配置にしています。この教育調整監は、定期的に各小中学校で教育相談を実施し、学校に関わる問題や悩みに対応しています。

また、教育調整監は、不登校や児童生徒の問題行動等の情報を学校と町教育委員会が共有するためのつなぎの役割も担っています。

教育調整監の取組を、多くの保護者へ周知することが課題となっています。

●今後の方向性

近年の急激な社会状況の変化により、教育問題も複雑化しており、今後、教育調整監においては指導主事等の研修会に参加するなど、研修機会を設定する必要があります。

さらに、学校を窓口として貧困家庭の子ども等を早期に発見し、必要な支援や福祉制度につなげていくことができるよう、福祉関係機関等と連携した相談支援体制の整備に努めます。

●施策の内容

- ア 保護者を対象とした教育相談体制の周知
- イ 教育調整監を中心とした学校と教育委員会の情報の共有
- ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した、教育相談や家庭訪問等の実施
- エ 各種教育問題に対応するための教育調整監のスキルアップ
- オ 児童生徒、保護者など誰もが相談しやすい体制づくり
- カ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

(3) 不登校の児童生徒に対する支援

●現状と課題

一人ひとりが豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上では、不登校や様々な事情により義務教育等を十分に受けることができなかつた方に対する教育機会の確保等を進めることや、若者の社会的自立に向けた相談・支援に取り組むことが必要です。

本町では、精神的理由等により登校できない児童生徒を対象に、自信回復や自立のための教育相談や学習指導のほか、学校復帰に向けた適応指導教室（ひむか学級）を実施しています。

●今後の方向性

不登校の児童生徒等が学校生活へ復帰できるよう、引き続き、ひむか学級において教育相談や学習指導等を行っていきます。

また、県及び関係機関と連携し、引きこもり等によりまだ社会に出たことのない若者に寄り添った支援を実施できる体制の整備に努めます。

●施策の内容

- ア 適応指導教室（ひむか学級）の実施

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
「育みの会」実施回数	11回	10回	11回

基本施策2 家庭・地域の教育力の向上

(1) 家庭の教育力の向上

●現状と課題

本町では、保護者による家庭教育力の向上を目的として、各学校においては「家庭教育学級」



を開設しているほか、児童生徒の発達段階に応じた「家庭学習の進め方」を作成し、保護者に配付しています。

一貫教育保護者部会では知・徳・体の観点から実践事項を設定し、共通実践するように取り組んでおり、併せてアンケートを実施することで保護者の家庭教育への意識を高めようとしています。

さらに、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすために、また、家庭学習に対する保護者の意識を高めるために、「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用し、親としての役割や子どもとの関わり方、親子の支援に対する気づきを促す取組も行っています。

近年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各学校における家庭教育学級が実施できないこともありましたが、町内合同で家庭教育学級を開催したり、「みやざき家庭教育サポートプログラム」活用したりして運営を工夫しながら家庭の教育力の向上に取り組んでいます。

一方、共働き世帯の増加、価値観の多様化等の保護者実態の変化から、取組についての保護者への周知が課題となっています。

### ●今後の方向性

今後、学校と家庭との連携が充実するよう、PTA活動の在り方や集まりの回数、内容等について社会教育係と連携しながら検討していく必要があります。

### ●施策の内容

- ア 一貫教育保護者部会と連携した家庭教育の充実
- イ 家庭教育学級の充実と加入促進
- ウ みやざき家庭教育サポートプログラムを活用した「学び」の啓発
- エ 家庭の教育力の向上に係る取組の周知
- オ PTA活動の在り方等についての検討

## (2) 地域の教育力の向上

### ●現状と課題

本町では、民生委員・児童委員に協力をいただき、地域での児童生徒の行動等で気づいたことや注意した方がいいことについてのモニター報告を毎月実施しています。民生委員等から報告された事案については、各学校の指導資料として情報を共有しながら学校側で確認し、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう対策の検討と指導を行っています。

また、地域と学校の連携体制を基盤として、地域ボランティアの協力によるあいさつ運動や学校美化活動、家庭科、体育等の授業支援など、「地域力」を生かした教育環境の充実を図っています。

青少年を取り巻く環境の急激な変化により、子どもや保護者が地域活動に参加する機会が減少し、地域とのつながりが希薄化しつつありますが、青少年が地域社会において、多くの人とふれ合いながら様々な経験ができるよう、学校外活動を通じた社会参加を促進しています。併せて、青少年育成町民会議・警察・学校・地域・行政やPTA・ボランティア団体との連携を図り、家庭や社会環境に起因する非行、青少年問題等に取り組んでいます。

このほか、本町では次代を担う子どもたちに「学ぶことの大切さ、すばらしさ」を伝える「子ども講座」を開設し、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤づくりにも取り組んでいますが、計画的な講座の開設については積極的に実施できていない現状にあります。

### ●今後の方向性

子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、引き続き地域と学校、関係機関

で登下校や学校活動の注視を行います。

また、地域学校協働活動の推進については、地域と学校が相互にパートナーとして「連携・協働」した活動を通し、子どもたちとともに地域の大人たちも学び合い、つながりを深めていくような、地域と学校が「双方向の関係」を目指していきます。

さらに、青少年育成町民会議など青少年団体の充実を図るとともに、リーダーの育成に努めます。併せて、家庭や学校、地域が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、青少年の非行防止・有害環境浄化活動など、子どもや青少年が犯罪被害や非行に関わることなく健全に育ち、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めていきます。

このほか、青少年の社会参加を推進するために、子どもの体験型事業や学校外活動の充実も推進していきます。

●施策の内容

- ア 民生委員・児童委員及び地域ボランティアの協力体制の確保
- イ 関係機関・団体との連携の強化
- ウ 「学ぶことの大切さ、すばらしさ」を伝えるための計画的な講座の開設
- エ 地域学校協働活動の推進
- オ 子どもや青少年が健全に育ち、安全で安心して暮らせる地域づくり

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
家庭教育学級の延べ参加者数	1,249人	406人 H30: 494人	600人
地域ボランティアの登録者数	287人	129人 R1: 189人	300人

基本施策3 防犯教育及び防災教育の推進

(1) 学校安全体制の整備

●現状と課題

本町では、災害時の対応や不審者情報についてはPTA安心メールや緊急連絡網を活用した電話連絡で対応し、学校での避難訓練時に保護者への引き渡し訓練を行うなど、学校安全体制の整備に努めています。災害対応としては、新燃岳噴火による様々な経験を風化させないために、また、教職員や子どもたちの防災への危機意識と自分の身は自分で守るという防災行動の理解を図るために、町立学校、保護者、行政機関で連携しながら「新燃岳を考える日」として避難訓練を行っています。

通学路の安全点検については、年1回、関係機関と連携して実施し、現状及び危険箇所の情報の共有を図り、危険箇所については安全対策に努めています。

さらに、地域ぐるみの見守りとして、民生委員・児童委員の方々に登下校時の児童生徒の様子や通学路の状況を定期的に教育委員会へ報告していただいています。

災害や不審者情報は、教育委員会・学校・保護者間で迅速かつ確実に情報を共有する必要があり、児童生徒の安全確保を図るため高いレベルでの危機意識が求められます。

### ●今後の方向性

引き続き、関係機関と連携して通学路の安全点検を実施し、現状及び危険箇所の情報の共有を図り、児童生徒の安全確保を図ります。

また、災害はいつ起こるか予測できないものであり、日頃の防災意識が必要であるため、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、子どもたちの防災意識を高める避難訓練を継続して行っていきます。

### ●施策の内容

- ア 定期的な避難訓練の実施及び確実な情報伝達、教職員の安全意識の高揚
- イ 学校安全体制の充実及び子どもの視点での安全体制の強化

## (2) 交通安全教育

### ●現状と課題

小学生が交通事故に巻き込まれる事例は後を絶たず、また、高齢者が加害者や被害者になる事故も頻発しています。

本町では、各小中学校において、警察や自動車学校と連携して年度初めに交通安全教室を定期的に行われ、道路での歩き方や自転車の乗り方など、発達段階に応じた具体的な指導が行われています。徒歩、自転車、車などによって引き起こされる身近な危険について学び、児童生徒及び教職員の交通安全への認識を高め、事故などを未然に防ぐ取組を引き続き行っていく必要があります。

### ●今後の方向性

自転車利用でのヘルメット着用の推進、自転車保険加入促進を含め、今後も取組を継続していきます。

### ●施策の内容

- ア 交通安全教室の定期的な実施
- イ 交通安全に係る関係機関との連携強化
- ウ 自転車利用でのヘルメット着用の推進
- エ 自転車保険への加入促進

## (3) 防犯教育の推進

### ●現状と課題

本町では、各小中学校において、関係機関と連携して小学新1年生への交通安全の呼びかけ、中学生への薬物乱用防止及び万引き防止の啓発活動等のほか、警察による防犯教室を行っています。

学校巡回指導員による青色パトロールカーでの町内巡回については令和2年度で終了しましたが、町内ボランティアの方々による子ども見守り活動（あいさつ運動、交通指導）や「かけこみ110番」の設置等については地域ぐるみで実施しています。

また、防犯情報を登録制のメールで配信するとともに、その広報周知活動も実施しています。

●今後の方向性

小林警察署や防犯協会等関係機関・団体との連携の下、町民への情報提供や啓発活動等を行い、防犯意識の高揚を図っていきます。

また、行政、地域住民などが幅広い世代で、防犯のための活動強化を図りながら、自治会との連携により、必要な施策を遂行することにより、犯罪の抑制に取り組んでいきます。

このほか、ボランティア団体、関係機関・団体のほか、幅広い世代の地域住民の協力を得ながら、社会全体で青少年を見守る気運を醸成するなど、少年の非行を生まない社会づくりを推進します。

●施策の内容

- ア 地域ぐるみでの子どもの安全確保の取組の実施
- イ 広報活動の充実
- ウ 防犯意識の高揚
- エ 防犯のための活動強化
- オ 少年の非行を生まない社会づくりの推進

(4) 「新燃岳を考える日」の実践等を通じた防災教育の推進

●現状と課題

平成23年1月26日の新燃岳噴火による様々な経験を風化させることなく、防災意識を継続するため、本町では毎年1月26日を「新燃岳を考える日」として、「新燃岳噴火 百人の記録」等を活用した授業実践や、保護者への引き渡し訓練を実施しています。また、各小中学校で計画的に風水害、地震、火災の避難訓練に取り組んでいます。

教職員に当時の噴火の体験者が少なくなったことから、危機意識の低下による取組への姿勢が課題になっています。噴火やそれに伴う被害の状況、また、避難していた町民の状況などを示す資料の活用やゲストティーチャーを招くことが必要となってきています。

また、風水害、地震、火災の避難訓練についても絶えず訓練内容の見直しを行い、実際に起きた時に行動に移せるようにしていく必要があります。

●今後の方向性

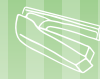
新燃岳噴火による様々な経験を風化させないために、また、防災意識の継続と自分の身を守るための防災行動の理解を図るために、今後も保護者への引き渡し訓練や初赴任教職員研修等の実施を継続化していく必要があります。

●施策の内容

- ア 新燃岳噴火についての授業内容の検討
- イ 各種避難訓練内容の見直し

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
「かけこみ110番」登録件数	95件	89件	100件
「新燃岳を考える日」など防災教育及び避難訓練延べ実施回数	22回	24回	24回



## 基本目標4 社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進

### 基本施策1 幼保小連携の推進

#### (1) 幼保小連携の推進

##### ●現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境の変化は大きく、直接体験や集団での経験の不足から、自己肯定感・自己有用感の育ちに課題のある子どもが増えている傾向にあります。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので、幼稚園・保育所(園)・認定こども園と小学校という多様な施設がそれぞれの役割を担っています。乳幼児期から小学校への発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちを切れ目なく支えるためには、幼保小の円滑な接続をより一層意識し、乳児や幼児それぞれの特性や発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

本町では、保育所(園)・認定こども園から小学校へスムーズな接続が図られるように、教育支援委員会が就学前の子どもに対し年2回の就学前相談を実施するとともに、町内の保育所(園)・認定こども園への訪問を行い、相談内容の解消に努めています。

また、令和3年度からは各保育所(園)、認定こども園の代表者に対し就学支援についての説明会を実施しています。説明会は、小学校校長会の代表者にも出席してもらい、情報交換を行うとともに、お互いの要望や意見を出し合う場としています。これにより、就学支援や幼保小連携に関して、より緊密な体制づくりが進められています。一方、各学校や園の行事等を通じた相互参加・交流活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞しています。

##### ●今後の方向性

感染症の状況によりますが、様々な体験活動は、子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができる機会であり、自己肯定感・自己有用感の育成につながることから、今後も園児と児童、指導者同士の交流の更なる活性化を図り、相互理解に努めていきます。

就学支援については、子育てや福祉に係る他の部署との連携を更に強化することで未就学児の情報共有や園訪問等の協力体制を築き、よりスムーズな就学支援につなげていく必要があります。

##### ●施策の内容

- ア 合同会議・研修会を通じた幼保小職員の連携強化
- イ 乳幼児期からの保護者との相談体制づくりの促進
- ウ 就学支援についての説明会の実施

### 基本施策2 情報化社会に対応する教育の推進

#### (1) 情報モラル教育の推進

##### ●現状と課題

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の著しい進展に伴い、適正な情報の取り扱いが

求められています。

本町では、各教科及び領域の授業を通して、情報通信機器の正しい使い方や利用方法等の情報モラル教育を推進しています。

また、国が進めているGIGAスクール構想が令和3年度から前倒しで完全実施されたことに合わせ、タブレットの使い方などのルールづくりを行い、具体的な指導ができる基盤づくりを行いました。

多様化する情報化社会において、情報通信技術は日々発展しており、情報モラルに関する教育も柔軟に対応していくことが重要です。特に、学校と家庭が連携した情報モラル教育の更なる推進が必要ですが、児童生徒の家庭へのタブレット持ち帰りに伴う情報モラル教育の充実が課題となっています。

●今後の方向性

今後、タブレットの持ち帰りなど、現状に合った指導ができるようにしていく必要があります。

●施策の内容

- ア 情報の重要性を認識させる仕組みづくり
- イ 多角的な情報管理体制の更なる強化
- ウ 学校と家庭が連携した情報モラル教育の充実

(2) 情報教育環境の整備

●現状と課題

本町では、多様化する情報化社会に対応できるよう、GIGAスクール構想に基づき、各小中学校へのコンピュータ及び周辺機器の適切な設置に努めています。学習用タブレット端末については、「1人1台端末」の整備が完了しており、授業や諸活動において積極的に活用するとともに、端末の持ち帰りを実施し、新型コロナウイルス感染症対策の一環として端末活用の機会の拡充や家庭学習支援の充実を図っています。

また、電子黒板を各学級に整備し、タブレット端末で学習した内容を写し出すなど、授業の視覚的な学びの拡充を図っています。

●今後の方向性

インターネット環境の整っていない家庭への支援や整備を行い、全ての家庭で持ち帰り学習ができる環境を目指します。

また、ICT機器の進化に対応するために、計画的に最新の機器へと更新するとともに、機器を活用した教育を行っていきます。

●施策の内容

- ア 情報化社会に対応した情報教育環境の整備

(3) 教職員のICT（情報通信技術）活用指導力の向上を図る研修の充実

●現状と課題

本町では、GIGAスクール構想が完全実施されたことに合わせ、教職員のICT活用技術の向上を図るため、タブレットの使い方を含め、理論面や技能面の研修を行っています。

また、USB等の記録媒体の管理やパソコンの持ち出し禁止など個人情報等の流出を未然に防





止する対策についても共通理解を図っています。

このほか、一貫教育の取組内容にICT教育の充実を入れ、研修体制の整備を行うとともに、町教育研究所においてICTを活用した授業づくりについて研究を推進しています。

一方、教職員のICT機器の活用等に差がみられるようになってきたことが課題となっていることから、令和4年11月より、各小中学校においてICT支援員による支援を実施しています。

#### ●今後の方向性

今後、校務でもICTの活用を推進し、操作や機能についての知識や技能の平準化を図っていく必要があります。

教職員の情報機器の習熟及びスキルアップに向けて、引き続き研修等を実施するとともに、ICT支援員によるサポート体制の拡充を図ります。

#### ●施策の内容

- ア 教職員を対象としたICT活用研修会の実施
- イ ICT機器活用に係る連絡体制の構築
- ウ ICT支援員によるサポートの継続と充実

### (4) 情報活用能力の育成

#### ●現状と課題

新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。これを受けて、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高校は令和4年度からプログラミング教育\*が必修化されています。

そのため、教育活動全体を通して、情報活用能力の育成を図ることやプログラミング教育の推進に向けたICT環境の整備、教師の指導力向上に係る取組、官民連携によるカリキュラムの開発等を進めることが求められています。

#### ●今後の方向性

情報能力の育成を推進するため、子どもたちのICT機器の効率的な活用を図るとともに、目の前の課題を解決するために必要なプログラミング的思考(論理的思考力)の向上を図り、新しい時代に対応できる力を育成します。

#### ●施策の内容

- ア 授業における初歩的なICTの活用の推進
- イ プログラミング教育の実施

### (5) SNS・ゲーム依存問題への取組

#### ●現状と課題

近年、SNSやゲーム依存の問題が深刻化してきています。その要因の一つとして、家庭において、子どもがスマートフォンの長所・短所や情報モラル等について十分に理解できないうちにスマートフォンを与えたり、ルールを決めずにゲーム機を与えたりする現状があげられます。中には、判断力のない子どもは長時間にわたってSNSやゲーム等をやってしまい、依存症のような症状になる事例もみられます。

本町では、SNSやゲーム依存への危機意識が、家庭によって差が大きいことが課題となって



おり、一貫教育の「体」の取組として、健康づくりの観点からSNSやゲーム等との付き合い方について保護者部会と連携して取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症対策により実施できないこともありましたが、各学校の家庭教育学級で研修会を実施したり、ルールづくりなど共通実践事項を決めたりして取り組んでいます。

このほか、家庭教育学級においては、SNSやゲーム依存症等の問題についてのチラシ等を配布するなど、周知を行い、家庭における読書活動と関連づけた「ノーメディアデー」の実施を推進しています。

また、高原町青少年育成町民会議においては、教育委員会広報誌への掲載による啓発を行っています。

●今後の方向性

引き続き、学級懇談等で話題にしたり、研修会を設定したりして関心を高めていく必要があります。SNSやゲーム依存の問題解決に向けては、家庭における子どものスマートフォン利用のルールを決めていくことを推進し、長時間にわたってSNSやゲーム等を行わないような対応を行っていきます。

さらに、関係団体の指導や協力を得ながら、地域や家庭が連携を図り、啓発活動等の事業を進めていきます。

●施策の内容

- ア 家庭教育学級等におけるSNSやゲーム依存症等の問題に係る講座の実施
- イ 高原町青少年健全育成町民大会における啓発（講演等）
- ウ 家庭における読書活動と関連を図った「ノーメディアデー」の確実な実施
- エ 家庭における子どものスマートフォン利用のルールづくりの推進

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
情報モラル教育の実施学校数	5校	6校	※2校
大型提示装置(※)の普通教室への設置率	20%	34.4%	100%

※「情報モラル教育の実施学校数」の令和9年度(目標値)は、学校統合のため、2校に設定しています。

※「大型提示装置」は、プロジェクター・電子黒板・50インチ以上の大型テレビとして整理しています。

基本施策3 特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進

(1) 特別な支援を必要とする子どもへの教育的支援の推進

●現状と課題

本町では、特別な支援を必要とする子どもを対象として、中・長期的な視点を持った的確な教育的支援ができるよう、特別支援教育コーディネーターを中心に「個別の指導計画」や「個別の



教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な支援に努めています。

また、就学前教育相談では保護者への広報を行い、特別支援学校の教職員や各小中学校の特別支援学級の担当教諭、関係機関と連携し、保護者等の不安や悩みの解消に取り組み、早い段階から教育相談支援ができるようにしています。

一方、特別な支援を要する子どもが増えてきており、学校と保護者の合意形成が得られにくいことが課題となっています。

### ●今後の方向性

引き続き、特別な支援を要する児童生徒を対象とした「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成するとともに、進級時や進学時の引き継ぎに計画的に取り組みます。

学校と保護者の合意形成については、今後は就学前相談等を活用し、特別支援教育への理解を深める広報活動など、工夫をしていく必要があります。

### ●施策の内容

- ア 特別な支援を要する児童生徒を対象とした「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に基づく指導の充実
- イ 早期の教育相談支援の取組
- ウ 特別支援教育への理解を深める活動の実施

## (2) 特別な支援を必要とする子どもへ配慮した「わかる・できる」授業の推進

### ●現状と課題

本町では、一貫教育において、授業のユニバーサルデザイン\*の視点(焦点化、視覚化、共有化、個別の配慮)に基づいた授業づくりにより、全ての子どもが「わかる・できる」よう配慮した授業実践を行ってきました。

また、令和3年度からは、一貫教育の組織改編に伴い、ユニバーサルデザインについては教室環境、人的環境、授業づくりの3段階で進めていくこととなりました。

特別な支援を必要とする子どもに限らず、児童生徒の問題行動に対しては、問題行動を罰するのではなく、望ましい行動を育てるという視点が重要であることから、学校全体で取り組むポジティブな行動支援(スクールワイドPBS)が求められています。本町においては、その取組についての具体的な指導法等が課題となっています。

### ●今後の方向性

授業づくりの基盤として特別支援教育を位置づけ、子どもの授業に対する意欲向上を促進していきます。

また、学校統廃合を見据えつつ、全町をあげてスクールワイドPBSの実践を進めていく必要があります。

### ●施策の内容

- ア 授業のユニバーサルデザインの視点に基づく授業改善
- イ スクールワイドPBSの実践



### (3) 特別支援教育支援員の配置

#### ●現状と課題

小中学校に在籍する児童生徒には発達障害のある子どもたちも含まれており、子どもたちへの教育的対応が多様化してきています。そのため、現任教員のマンパワーだけでは特別支援学級に在籍する子どもたちへの十分な支援が困難な場合があります。

本町では、特別支援教育支援員を配置することにより、特別支援学級の児童生徒や通常学級で特別な支援が必要な児童生徒に対して授業での個別の学習指導や日常生活の介助など、きめ細かな指導・支援及び学校活動上のサポートを行い、児童生徒の学校生活の充実を図っています。

#### ●今後の方向性

今後も個別の支援が必要な子どもへの教育支援の専門者として特別支援教育支援員の配置継続を行います。

また、特別支援教育支援員のスキルアップや今後の支援活動を効果的に実施できるよう、支援員の研修等を行います。

#### ●施策の内容

- ア スキルアップを目的とした研修会等への参加

#### 《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
特別支援教育に関する研修会の回数	13回	16回	18回

## 基本施策4 道徳教育の充実

### (1) 道徳科の指導と評価の工夫

#### ●現状と課題

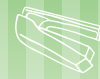
本町では、各小中学校において道徳教育全体計画を作成し、道徳の指導の充実に取り組むとともに、授業参観等で道徳の授業を実施し、保護者や地域の方々の理解が深まるように努めています。

また、「特別の教科 道徳」がスタート（小学校平成30年度、中学校令和元年度）したことに伴い、問題解決的な学習や体験的な学習等、物事を多角的・多面的に考えさせる指導方法の工夫に取り組んでいますが、理論面や実践面で浸透を図ることが課題となっています。

指導方法や評価等については、共通理解・共通実践を促進するため、県と連携して研修を実施しています。

#### ●今後の方向性

今後、県との連携を継続し、指導教諭等の「特別の教科 道徳」の授業実践を主とした研修をしていく必要があります。

**● 施策の内容**

ア 「特別の教科 道徳」における指導方法・評価等の共通理解・共通実践の促進

**(2) 児童生徒の生活全体における道徳的実践力の育成****● 現状と課題**

本町の道徳教育では、「特別の教科 道徳」の考え方が押さえられた新しい道徳の教科書を活用し、日常の児童生徒の日記や写真等を取り入れながら授業を行っています。

また、新聞記事や書籍、映像教材のほか、県より発刊されている「命や絆を大切にする」（宮崎県道徳教育読み物資料集）等の道徳資料集も活用しています。

一方、道徳的実践につながる授業実践及び家庭との連携が課題となっています。

**● 今後の方向性**

道徳の授業における新聞記事や書籍、映像教材等の活用方法について学ぶための研修を行っていく必要があります。

**● 施策の内容**

ア 道徳的判断力・心情・意欲態度を育成する研修会の実施

イ 各教科、学校生活全般との関連を図った指導方法の工夫

**基本施策5 人権教育の推進****(1) 地域・学校・家庭の連携による人権意識の高揚****● 現状と課題**

本町では、各小中学校において人権教育全体計画を作成し、全教育活動を通して人権教育を行っています。

また、平成30年度からは「宮崎県のいのちの教育週間」を設定し、7月の第1週は県と連携して「いのちを大切にできる教育」に取り組んでいます。

さらに、県指定のピアサポート\*推進校においても人権教育を推進し、家庭・地域では家庭教育学級や生涯学習講座、自治公民館において人権教育研修を実施しています。

**● 今後の方向性**

人権問題の解決に向けては、町民一人ひとりが正しい知識と理解を得られるよう、より一層の啓発活動や研修などの取組が必要となります。

そのため、今後も県と連携してピアサポート推進校による取組を継続していくとともに、家庭教育学級や生涯学習講座等の機会や、自治公民館等の組織を活用しながら人権教育研修を実施し、地域での人権教育を推進していきます。

**● 施策の内容**

ア 「人権を考える日」を基盤にした日常的な人権教育の拡充

イ 家庭教育学級や生涯学習講座、自治公民館における人権研修会の充実

ウ 県との連携による人権教育の推進



## (2) 人権教育を推進するための指導者の育成

### ●現状と課題

本町では、人権教育を積極的に推進するために、人権及び同和問題の啓発活動を行っています。また、県と連携して西諸県地区人権教育推進懇話会や西諸県地区人権・同和教育研究大会等を実施し、様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく強い意志と実践力を持った指導者の育成を推進しています。

さらに、研修の充実にも努めていますが、時代のニーズや現状にマッチした研修会の設定が課題となっています。

### ●今後の方向性

引き続き、地域・学校・家庭の連携により、人権意識の高揚を図り、人権教育を積極的に推進するとともに、その指導者の育成に努めます。

指導者を育成するためには、県や人権関係団体と連携し、より充実した研修会を計画的に実施していくとともに、研修会の講師の確保に努める必要があります。

### ●施策の内容

- ア 計画的な研修会の実施
- イ 研修会における講師の確保

## (3) 豊かで確かな人権感覚を身に付けるための教職員研修の充実

### ●現状と課題

本町では、毎年8月に高原町内全小中学校教職員を対象に、人権教育研修会を開催し、教職員自身の人権感覚や人権意識の高揚に努めるとともに、指導方法の在り方について研修を実施しています。

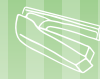
また、県や人権関係団体が主催する各種の人権教育研修会に教職員が参加しています。

### ●今後の方向性

今後も教職員を対象とした人権教育研修会を継続して実施し、教職員の更なる資質向上を図っていきます。

### ●施策の内容

- ア 教職員を対象とした人権教育研修会の充実



## 基本目標5 将来を担う人材を育む教育の推進

### 基本施策1 ふるさと教育の推進

#### (1) 学校におけるふるさと学習の充実

##### ●現状と課題

ふるさと教育は、地域を「学びの対象」及び「学びの場」としてとらえ、小中学校の9年間を見通した系統性・一貫性のある目標及び内容に基づいて、児童生徒が地域の「人・もの・こと」から学ぶものです。ふるさと教育のねらいは、児童生徒が地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活など、地域の教育資源を有効に活用しながら学習し、地域の特色や課題を理解することです。同時に、地域との関わりの中で自分を見つめ直し、地域の未来や自分の生き方について考えることを通して、生涯にわたってふるさとを愛する心を育てることにもつなげていきます。

本町では、「高原町ふるさと教育の手引(改訂版)」及び「高原町ふるさと学習テキスト」に基づいてふるさと学習を実施しています。

一貫教育の取組として、年に2回交流学习を設定し、ふるさと学習の成果を発表し合ったり、合同で体験活動等を実施したりしています。令和元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、参集型による交流学习ができなくなることもありました。

ふるさと学習を実施するにあたり、新しい教科書との整合性やICTの活用、高原子ども未来議会、学校統廃合等といった時代の流れをくみ取っていくことが課題となっています。

##### ●今後の方向性

今後、「高原町ふるさと教育の手引(改訂版)」及び「高原町ふるさと学習テキスト」を更に改訂版として作成していく必要があります。

##### ●施策の内容

- ア 「高原町ふるさと教育の手引(改訂版)」及び「高原町ふるさと学習テキスト」を用いたふるさと学習の充実
- イ 「高原町ふるさと教育の手引(改訂版)」及び「高原町ふるさと学習テキスト」の改訂

#### (2) 地域に根ざした特色ある教育活動

##### ●現状と課題

本町の各小中学校においては、従前から教育課程に位置づけられた「地域に根ざした特色ある教育活動」が展開されています。具体的には、「伝統芸能の継承」、「祖父母や高齢者との交流」、「職場体験学習」等の教育活動があげられます。

地域に根ざした特色ある教育活動は、一貫教育の中心的取組として「ふるさと学習」、「高原子ども会議」、「ボランティア活動」との関連を図りながら推進してきましたが、学校の統廃合を視野に入れ、活動を整理していくことが課題となっています。「高原子ども会議」については、令和元年度に「高原子ども未来議会」となったことで、児童生徒の目線から地域活性化につながる提言等を行うようになりました。

また、地域の素材を生かしたふるさと教育の推進にあたっては、町の歴史に対する教職員の理解を深めることが必要であるため、本町では初赴任の教職員を対象に、夏季休業を利用して年1

回研修を実施し、そこで町史跡の見学等を行っています。

●今後の方向性

地域に根ざした特色ある教育活動の整理については、今後、高原町小中一貫教育校準備委員会において地域ぐるみで検討していく必要があります。

また、初赴任の教職員を対象とした研修は、高原を知ってもらうために必要な研修であるため、今後も継続して実施していきます。

●施策の内容

- ア 「ふるさと学習」、「高原子ども未来議会」、「ボランティア活動」との関連を図ったふるさと教育の推進
- イ 教職員を対象とした町内の自然・歴史・文化・企業等を周知するための研修会の実施
- ウ 学校の統廃合を視野に入れた「地域に根ざした特色ある教育活動」の整理

(3) 家庭・地域社会における郷土愛の醸成

●現状と課題

各小中学校において、総合的な学習の時間（ふるさと学習）や社会科の学習等を通じて本町に伝承する神話や歴史、遺跡発掘調査に伴う出土遺物の紹介等、子どもたちの郷土愛を醸成する取組を行っています。また、各地区の伝統的行事や地域の伝統芸能を絶やすことなく引き継ぐ取組を行っています。

一方、社会状況の変化や各種要請に対応しながら、各学校における教育課程上で、歴史及び歴史的遺産にふれる機会を拡充できるかが課題となっています。

●今後の方向性

今後、更に伝統や歴史にふれる場を提供する機会を増やし、歴史的遺産についての学びを深め、子どもたちの郷土愛の醸成に向けた体制づくりを行うために、教育委員会の文化財係と連携し、本町に伝承する神話や歴史、遺跡発掘調査に伴う出土遺物の紹介等が可能であることを周知していく必要があります。

●施策の内容

- ア 歴史及び歴史的遺産にふれる機会の拡充（P 51 再掲）
- イ 郷土愛を高める体制づくり（P 51 再掲）
- ウ 「ふるさと学習」副読本の改訂

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」実施回数		12回	18回





## 基本施策2 グローバル化に対応する教育の推進

### (1) 国際理解教育の推進及びALT（外国語指導助手）の活用

#### ●現状と課題

本町では、外国語指導助手委託業務契約を専門の民間企業と行い、外国語教育の運営を実施しています。これにより外国語指導に優れた人材の確保ができるようになり、各小中学校へのALTの派遣及びALTの授業支援を行っています。ALTが計画的に各小中学校を訪問し、子どもたちは授業でALTと実際に会話したりコミュニケーションをとりながら外国語にふれるとともに、外国の文化を学んでいます。授業を通して児童生徒の外国語力の向上を図るとともに、国際感覚を身に付けさせることを目的としています。

平成30年度、令和元年度においては、小中学生を海外に派遣し、派遣国での活動を通して国際理解を深めるとともに、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図ることを目的とした海外派遣研修事業を実施しました。なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業を実施できていません。

#### ●今後の方向性

今後、国際化が進む中で、子どもたちの国際感覚を磨く機会を増やすことがますます求められています。学校の外国語授業における外国人指導助手の役割は非常に重要であり、児童生徒が実際にALTとふれ合うことは、グローバル化への意欲や関心の向上につながります。そのため、町教育委員会は、学校の安定した外国語教育が図られるようALTの人材確保に努める必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大により、国外からの人材確保も厳しい状況にあります。国際交流についても、感染症対策を考慮した新たな手法が求められており、検討が必要です。

また、保育所（園）・認定こども園、小学校、中学校間で、国際理解教育について情報の共有化を図っていく必要があります。

#### ●施策の内容

- ア 保育所（園）・認定こども園、小学校、中学校間での国際理解教育に関する情報の共有化
- イ ホームステイや国際交流員との交流会等、国際文化にふれる機会の拡充
- ウ 児童生徒の海外派遣事業の推進
- エ ALTの人材確保

### (2) 小学校外国語科（第5・6学年）、外国語活動（第3・4学年）における指導体制の充実

#### ●現状と課題

本町では、これまで教職員が外国語科の基本的な考え方や授業の進め方等について研修を深め、指導力向上のために外国語活動・外国語科班を設けていましたが、令和3年度の一貫教育の組織見直しにより同班がなくなり、代わりに中学校教員による小学校への乗り入れ授業や、小学校外国語専科の加配教員による他学校での授業の実施など、教員の専門性を生かせるような体制づくりを進めています。

また、互いの授業を参観し、意見を述べ合う授業研究会のほか、県と連携して、外国語科の基本的な考え方や授業の進め方等についての研修を実施しています。

●今後の方向性

今後は、更に中学校と連携した小学校での指導を実施するとともに、小学校の教職員の外国語科指導力の向上を図っていく必要があります。

また、一貫教育の組織編制及び取組内容について検討していく必要があります。

●施策の内容

- ア 小・中学校による外国語教育の連携強化
- イ 小学校の教職員の外国語科指導力向上研修の充実
- ウ 一貫教育の組織編制及び取組内容の検討

《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
児童生徒の海外派遣数	0人	0人 R1:10人	10人

基本施策3 キャリア教育の推進

(1) 発達段階に応じたキャリア教育の展開

●現状と課題

本町では、小学校2年生の生活科での町探検や、小学校3年生の社会科での地域学習又はゲストティーチャーを招いての様々な職業を知る集会活動等の実施、中学校での職場体験活動等、キャリアパスポート\*を活用しながら発達段階に応じたキャリア教育を展開しています。

このように、小学校では学校をあげての組織的な取組を行っていますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中学校での職場体験活動が実施できない年があったり、地元の企業、ゲストティーチャー等の情報が学校に入りにくいために職場体験活動内容がマンネリ化しているなど、更に改善の余地があると考えられます。

●今後の方向性

今後、町商工会、観光協会、町役場関係課、教育委員会社会教育指導員等と連携して、地域人材やアシスト企業を発掘したり、各分野の最前線で活躍する方々による講話等を導入してリーダーシップを育成する仕組みの普及等に取り組むことで、キャリア教育を充実させていく必要があります。

●施策の内容

- ア キャリア教育充実のための人材・アシスト企業の確保
- イ 社会で活躍する方々を講師に招いた講話の開催
- ウ キャリア教育の手引きの活用
- エ 小・中学校の発達段階を考慮した系統的なキャリア教育の推進(キャリアパスポートの活用)

## (2) 進路指導の充実

### ●現状と課題

子ども一人ひとりの進路指導にあたっては、進路相談を計画的に行い、適切な情報を提供するなど、個に応じたガイダンスの充実を図っています。

また、生徒及びその保護者に就職先や高等学校の特色等の情報を提供し、個々の適性を踏まえた進路の選択・決定の支援を行っています。

### ●今後の方向性

進路指導の充実を図るために、今後も生徒及びその保護者に就職先や高等学校の特色等の情報提供を行うなど、各中学校での計画的な進路指導に取り組みます。

### ●施策の内容

- ア 各中学校における、生徒一人ひとりに応じた進路指導の推進
- イ 関係機関との連携を図った進路指導や人材の確保

## (3) 中学校における職場体験活動の充実

### ●現状と課題

本町では、各中学校が下記のような職場体験活動を実施し、マナーや課題対応能力を身に付けることにつなげています。

高原中学校 2年生：職場体験学習（2日間）

後川内中学校1年生：農業体験学習、3年生：職場体験学習（2日間）

一方、地域活性化、地域定住の観点を入れた質の高い職場体験及び望ましい勤労観と職業観の育成をしていくことが課題となっています。

### ●今後の方向性

今後、町商工会、観光協会、町役場関係課、教育委員会社会教育指導員等と連携して、キャリア教育を充実させていく必要があります。

### ●施策の内容

- ア 質の高い職場体験活動を通じた望ましい勤労観・職業観の育成
- イ 職場体験活動やインターンシップ\*の実施期間検討

## 《評価指標》

指標内容	平成28年度 (前期計画掲載値)	令和3年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)
アシスト企業登録数	8社	8社	15社

## 基本施策4 主権者教育・消費者教育の推進

### (1) 主権者教育の推進

#### ●現状と課題

成年年齢及び選挙年齢の引き下げに伴い、義務教育の段階から社会の担い手としての自覚や政治参加意識の向上に向けた教育が重要となっています。

また、新学習指導要領においても「主権者教育」は教育内容の主な改善事項の一つとしてあげられており、小中学校は社会科、高校は公共の授業において充実を図ることとされています。

#### ●今後の方向性

主権者としての自覚を持ちながら社会の中で自立できるように、また、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の一員として地域に貢献しようとする意欲、国民の一人として政治に参加しようとする意識を身に付けられるように、租税や財政、法や政治、選挙に関する学習など、新学習指導要領に基づいた主権者教育の推進に努めます。

#### ●施策の内容

ア 主権者教育の実施

### (2) 消費者教育の推進

#### ●現状と課題

食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻化しています。

さらに、令和4年4月より成年年齢が引き下げられ、18歳以上であれば一人で有効な契約が可能となり、同時に責任を負うこととなりました。

こうした状況の中、新学習指導要領においても「消費者教育」は教育内容の主な改善事項の一つとしてあげられており、家庭科や公民等の授業において充実を図ることとされています。

#### ●今後の方向性

消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるように、また、若年者の消費者被害の防止・救済のために、売買契約の基礎や多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組みに関する学習など、新学習指導要領に基づいた消費者教育の推進に努めます。

#### ●施策の内容

ア 消費者教育の実施

## 第5章

# 計画の実行にあたって

---

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検・評価



## 1 | 計画の推進体制

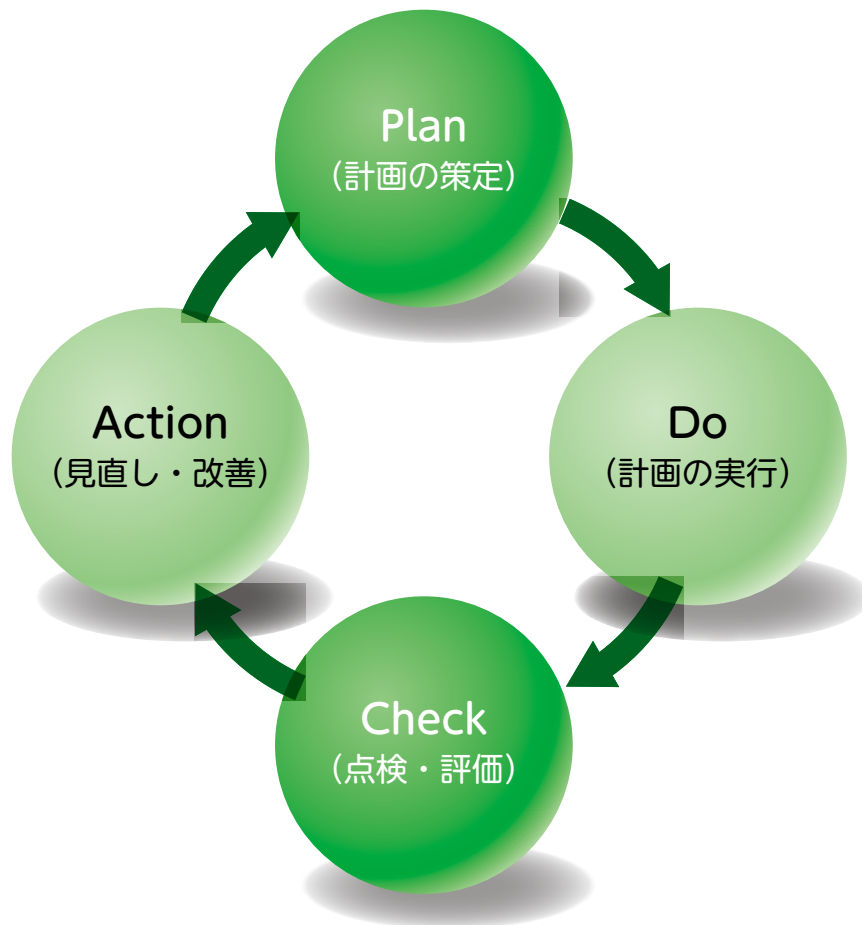
本計画の推進にあたっては、教育委員会、学校だけでなく、町の関係各所とも連携を図りながら、全庁的な課題として長期的視点で取り組んでいきます。

また、必要に応じて宮崎県と連携し、併せて国からの協力を得るなど、密接な連携・協働体制の下に施策・取組を積極的に推進していきます。

## 2 | 計画の進捗状況の点検・評価

本計画は、計画の策定 (Plan)、計画の実行 (Do)、計画に基づく取組の点検・評価 (Check)、取組の見直し・改善 (Action) を行う、一連のPDCAサイクルにより進行管理を行います。

また、計画に基づく施策・取組を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、計画の進捗状況や設定した評価指標について庁内で点検するとともに、「高原町教育振興基本計画策定委員会」等で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。







## 資料編

---

- 1 高原町教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 2 高原町教育振興基本計画策定委員会の設置
- 3 策定までの経緯
- 4 用語の解説



# 1 | 高原町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（昭和18年法律第120号）第17条第2項に基づき、教育振興のための施策に関する高原町教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、高原町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、次の事項を審議する。

- (1) 教育振興基本計画策定に係る提言及び助言に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 住民組織代表者
- (5) 保護者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月3日から施行する。  
(失効)
- 2 この要綱は、高原町教育振興基本計画が策定されたときにその効力を失う。

## 2 | 高原町教育振興基本計画策定委員会の設置

以下の策定委員で協議を行いました。

高原町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

NO	構成	氏名	所属・役職
1	学識経験者	宮内 孝	南九州大学 教授
2	学校関係者	中山 新吾	高原町校長会長(高原中学校長)
3	学校関係者	鎌田 浩二	高原町一貫教育企画実行委員会委員長 (後川内中学校長)
4	学校関係者	涌水 英昭	遍照幼稚園長
5	社会教育関係者	田上 則昭	高原町スポーツ協会長
6	社会教育関係者	地村 光男	高原町文化財保護調査委員
7	社会教育関係者	丸山 千賀	高原町地域婦人連絡協議会長
8	社会教育関係者	小園 裕美子	高原町社会教育指導員
9	住民組織代表者	西村 四男	高原町自治公民館連絡協議会長
10	住民組織代表者	朝比奈 紀行	高原町老人クラブ連合会長
11	住民組織代表者	大迫 典子	高原町民生委員・児童委員協議会長
12	保護者代表者	志村 正人	高原町PTA連絡協議会長
13	保護者代表者	新福 竜太	幼稚園代表の保護者
14	行政関係者	馬場 倫代	高原町総合政策課長
15	行政関係者	末 永恵治	高原町総務課長
16	行政関係者	内村 秀次	高原町町民福祉課長

事務局

NO	氏名	所属・役職
1	西田 次良	教育長
2	中別府 和也	教育総務課長
3	武田 透	教育総務課 教育対策監
4	江田 雅宏	教育総務課 課長補佐兼社会教育係長
5	小久保 洋平	教育総務課 学校教育係長
6	山下 浩樹	教育総務課 文化財係長
7	鳥井 恭兵	教育総務課 学校教育係 主任主事
8	田原 雄太郎	教育総務課 学校教育係 主任主事
9	長友 将伍	教育総務課 学校教育係 主任主事

## 3 | 策定までの経緯

期 日	会 議 等	主 な 内 容
令和4年 6月17日 ～7月29日	町民アンケート	「高原町の教育に関するアンケート調査」の実施 ※町内居住の18歳以上の方1,000人（無作為抽出）
8月	関係団体ヒアリング	「関係団体ヒアリング調査」の実施 ※町内の学校関係者及び各種関係団体（14団体）
10月6日	第1回策定委員会	(1) 高原町教育振興基本計画策定委員会について ①教育振興基本計画の概要 ②策定委員会について (2) 後期基本計画（案）前半部分について (3) アンケート調査の概要と報告について (4) ヒアリングシート調査結果の報告について
10月28日 ～11月4日	保護者アンケート	「保護者アンケート」の実施 ※認定こども園（遍照幼稚園）、保育所（広原、狭野、後川内）、保育園（並木、出口）、小学校（高原、広原、狭野、後川内）、中学校（高原、後川内）に通う子どもの保護者
12月19日	第2回策定委員会	(1) 保護者アンケート調査結果の報告について (2) 前期計画（第4章）の施策評価シートについて (3) 後期基本計画（案）全体について
令和5年 1月25日 ～2月15日	パブリックコメント	
3月2日	第3回策定委員会	(1) パブリックコメント結果の報告について (2) 後期基本計画（案）の最終決定について

## 4 | 用語の説明

### アルファベット

- AI** ..... P 3  
 Artificial Intelligence (人工知能) の略。機械自らが学ぶ「機械学習」や、知的な推論・判断を行うコンピュータ・プログラムのこと。
- ALT** ..... P 18  
 Assistant Language Teacher の略。小学校の外国語活動や中学校の外国語の授業で教職員を補助するもの。
- GIGAスクール構想** ..... P 5  
 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで教育格差をなくし、子どもたちの個性に合わせて資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現に向けた取組。これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的としている。
- ICT** ..... P 5  
 Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。
- IoT** ..... P 3  
 Internet of Things の略。コンピュータ等の情報通信機器だけでなく、身の回りの様々なモノがインターネットに接続し、相互に通信することができる仕組みのこと。
- OJT** ..... P 60  
 On the Job Training の略。教職員が日常の業務の中で、先輩や同僚との教え合い・学び合いを通じて、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。
- PDCA (PDCAサイクル)** ..... P 62  
 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
- SDGs** ..... P 4  
 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、2030年に向け世界全体が共に取り組むべき普遍的な目標として掲げられたもの。17のゴールと169のターゲットから構成される。
- SNS** ..... P 18  
 Social Networking Service の略。ネット上で社会的なつながりを持つことができるサービス。(例) メール、ラインなど。

**SOSの出し方に関する教育** ..... P 67

自殺対策基本法第 17 条第 3 項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」のこと。子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出す）ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的としている。

**あ 行****インターンシップ** ..... P 85

高校生や大学生などが地域の企業等において、学習内容や将来の進路希望に応じた就業体験を行うこと。

**か 行****学校運営協議会** ..... P 23

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となった特色のある学校づくりを進めていくことを目的に設置される協議会。

**家庭教育** ..... P 23

教育基本法第 10 条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

**キャリア教育** ..... P 24

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

**キャリアパスポート** ..... P 84

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された教材のこと。

**グローバル化** ..... P 3

政治、経済、文化、スポーツ、環境、エネルギー等、様々な分野での活動や課題解決の取組が地球規模で行われるようになること。

**さ 行****参画** ..... P 37

様々な活動等に参加することにとどまらず、活動等の企画から運営・実施などに関わること。

**持続可能な社会** ..... P 40

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の



世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

**授業改善の4+ 4チェックポイント** ..... P 60

宮崎県において授業改善のために設定されているチェックポイントのこと。「個々の教師の授業に対する」4つのチェックポイントと「学校の組織的対応に対する」4つのチェックポイントがある。

**授業のユニバーサルデザイン** ..... P 77

学習目標、学習方法、教材教具、評価など様々な面で特別支援教育の視点を取り入れ、全ての子どもがより理解しやすい授業の工夫を目指していくもの。

**主権者教育** ..... P 43

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

**生涯学習社会** ..... P 36

人々が生涯の中で、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会のこと。

**消費者教育** ..... P 43

自立した消費者としての資質・能力を身に付けるための教育。

**人権** ..... P 4

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利。

**人権意識** ..... P 35

人権に関する知識や技能のほか、偏見や差別に気づく感覚など日常生活の中で人権を尊重できる意識。

**人権感覚** ..... P 35

人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が態度や行動に表れるような感覚。

**スクールサポーター** ..... P 67

教員が授業や子どもたちに集中できるよう、学校の様々な業務をサポートするスタッフのこと。

**スクールソーシャルワーカー** ..... P 67

児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者。

**スクールワイドPBS** ..... P 42

児童生徒の問題行動に対し、学校全体で取り組むポジティブな行動支援。ここで言う「ポジティブ」とは、「罰を使うことなく、望ましい行動を育てる」という意味での「肯定的 (Positive)」と、「問題が起こる前から取り組む」という意味での「積極的 (Positive)」のこと。

**全国学力・学習状況調査** ..... P 61

文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、平成 19 年度から小6、中3を対象に実施している調査。



## た 行

- 体力向上プラン** ..... P 40  
 体力・運動能力調査結果等を踏まえ、子どもの発達段階に応じ総合的に調和のとれた体力の育成を図ることを目的とした計画。
- 高原の神舞** ..... P 51  
 平成 22 年3月 11 日に、国重要無形民俗文化財に指定された狭野神楽・祓川神楽のこと。
- 地域学校協働活動** ..... P 23  
 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- 超スマート社会 (Society 5.0)** ..... P 3  
 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く社会で、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。
- 同和問題** ..... P 35  
 被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であること、そこに住んでいるということを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。
- 特別支援教育** ..... P 20  
 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

## な 行

- 認定こども園** ..... P 4  
 保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもを対象に教育及び保育を一体的に提供し、更に地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

## は 行

- 育みの会** ..... P 67  
 生徒指導上等配慮を要する児童生徒に係る情報を共有し、対策の検討及び実行を通して児童生徒の健全育成に資することを目的として設置している会。
- バリアフリー** ..... P 19  
 多様な人が社会に参加する上での障壁 (バリア) をなくすこと。
- ピアサポート** ..... P 79  
 「仲間、同輩」 (peer) による支えあい活動のこと。

**プログラミング教育** ..... P 75

①「プログラミング的思考」を育むこと、②プログラムの働きや良さ等を見つけることができるようにすること、③各教科等での学びをより確実なものとするを目的とした教育。

**文化財保護調査委員** ..... P 52

町内にある文化財の調査、保存及び活用に関し、町教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査、重要事項を審査すること等を目的として、町教育委員会から委嘱された者。

**ま 行**

**みやざき家庭教育サポートプログラム** ..... P 41

参加体験型で参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもたちとの関わり方等について学ぶことのできる学習プログラム。

**や 行**

**読み聞かせ活動** ..... P 39

子どもに対して、話者が共に絵本などを見ながら音読すること。大人から子どもに対して行うことが多いが、上級生が下級生に行う異学年交流や中学生が小学生に行う異校種交流などの方法もある。

**ら 行**

**ライフステージ** ..... P 36

人生における段階を意味する。(例) ①乳幼児期(就学前教育期を含む)、②青少年期、③成人期、④高齢期

**立腰指導** ..... P 61

腰骨を立てた正しい姿勢を身に付けさせる指導。体力向上や学習に対する集中力、意欲等を高めることをねらいとしている。

## 高原町教育振興基本計画（後期基本計画）

---

発行年月：令和5年3月

発行：高原町

編集：高原町教育委員会 教育総務課

住所：〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 392 番地

TEL：0984-42-1484（直通）

FAX：0984-42-3969





たくましいからだ  
豊かな心  
すぐれた知性



高原町